

**ベトナム社会主義共和国
競争法改正、施行能力強化支援
プロジェクト
詳細計画策定調査報告書**

平成 24 年 6 月
(2012 年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産 公
J R
12-091

**ベトナム社会主義共和国
競争法改正、施行能力強化支援
プロジェクト
詳細計画策定調査報告書**

平成 24 年 6 月
(2012 年)

**独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部**

序 文

独立行政法人国際協力機構は、ベトナム社会主義共和国政府から日本政府に対して提出された要請に基づき、同国商工省競争庁の競争法改正及び施行能力強化支援に係る情報を収集し、同国政府と協議を行うため、2012年5月6日から5月19日まで、調査団を現地に派遣しました。

調査団は、同国政府関係者らと協議を行い、また競争法に係る現状調査を行いました。帰国後に資料を取りまとめ、ここに本報告書完成の運びとなりました。この報告書が、今後の本プロジェクトの立ち上げ推進にあたり、関係者の参考資料として活用されれば幸いです。

終わりに、調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成24年6月

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部長 桑島 京子

目 次

序 文
目 次
地 図
略語表

第1章 調査団の派遣	1
1 - 1 調査の背景	1
1 - 2 調査の目的	1
1 - 3 団員構成	2
1 - 4 調査日程	2
1 - 5 調査方針	3
第2章 協議結果の概要	4
2 - 1 協議結果概要	4
2 - 2 調査団所見	8
第3章 ベトナム競争法・競争政策の現況	11
3 - 1 ベトナムにおける競争法・競争政策の位置づけと競争法に係る法整備の推移	11
3 - 1 - 1 ベトナム経済と産業の現状	11
3 - 1 - 2 社会経済発展5カ年計画等における競争法・競争政策の位置づけ	12
3 - 1 - 3 法令・規則及びガイドラインの制定状況	13
3 - 1 - 4 競争法の概要	13
3 - 2 競争法・競争政策の執行体制	15
3 - 2 - 1 VCAの権限と任務	15
3 - 2 - 2 ベトナム競争法上の事件処理手続き	15
3 - 2 - 3 VCA及びVCCの組織と業務	17
3 - 2 - 4 VCAの人員と人材育成の現状	19
3 - 2 - 5 他国の競争当局との協力状況	20
3 - 3 競争法・競争政策の審査・調査及び執行の状況	20
3 - 3 - 1 競争制限協定	20
3 - 3 - 2 市場支配的地位・独占的地位の乱用	21
3 - 3 - 3 経済集中（企業結合）	21
3 - 3 - 4 不公正競争行為	22
第4章 VCAの執行上の課題とわが国の支援のあり方	23
4 - 1 先行案件の成果と状況	23
4 - 2 競争法改正の準備	25
4 - 3 VCAの審査機能	28

4 - 4	競争法に関する知識の啓発・普及	28
4 - 5	人材育成制度の構築（研修センター、カリキュラム）	29
4 - 6	関連ドナーによる支援動向（実績、予定プログラム等）	29
4 - 7	わが国の支援のあり方	29
第5章 プロジェクトの概要		31
5 - 1	プロジェクトの基本計画	31
5 - 2	評価5項目による評価の結果	33
5 - 2 - 1	妥当性	33
5 - 2 - 2	有効性	33
5 - 2 - 3	効率性	33
5 - 2 - 4	インパクト	34
5 - 2 - 5	持続性	34
付属資料		
1	協議議事録（ミニッツ）	37
2	評価グリッド	62

地 図



出所：<http://e-food.jp/map/nation/vietnam.html>

略 語 表

略 語	英 語	日 本 語
AEGC	ASEAN Experts Group on Competition	競争に関するASEAN専門家グループ
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
COMCO	Competition Commission	スイス連邦競争委員会
CPLG	Competition Policy and Law Group	競争政策・競争法グループ
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
GCF	Global Competition Forum	グローバル競争フォーラム
ICN	International Competition Network	国際競争ネットワーク
ICPEN	International Consumer Protection and Enforcement Network	消費者保護及び執行のための国際ネットワーク
JCC	Joint Coordination Committee	合同調整委員会
JFTC	Japan Fair Trade Commission	公正取引委員会
M/M	Minutes of Meetings	協議議事録（ミニッツ）
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operations	活動計画
R/D	Record of Discussions	討議議事録
VCA	Vietnam Competition Authority	ベトナム競争庁
VCC	Vietnam Competition Council	ベトナム競争評議会
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

第1章 調査団の派遣

1 - 1 調査の背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」）政府は、1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化に対応するため、法制度の整備を進めてきた。そのなかで、競争法が2004年に制定、2005年7月に施行され、競争法を執行する機関として商工省の下にベトナム競争庁（Vietnam Competition Authority：VCA、当時は、Vietnam Competition Administration Department：VCAD）が設立された。しかしながら、VCAは設立間もない組織であり、経験・ノウハウや人材・予算の不足等、多くの課題を抱えていた。また、規制緩和が進められているとはいえ、依然として国営企業が中心のベトナムでは、競争の概念が根付いておらず、企業・国民の競争法に対する理解も低いレベルにとどまっていた。

このような状況の下、ベトナム政府の要請を受け、当初、2008年9月から2010年6月の予定で先行案件の「競争法施行、競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト」が実施され、VCAの審査能力やアドボカシーの向上に所定の成果を収めた。しかし、市場経済化が急速に進展するなかで、競争当局に求められる審査・執行能力等のレベルも高くなったため、プロジェクトによって生み出されたモメンタムを維持・増大し、成果を十分に根付かせることを目的として、協力期間が2012年6月まで2年間延長された。

その後、ベトナムでは、2011年7月に新政権が発足したが、ズン首相は「平等な競争環境の構築」を成長戦略の中の優先事項に掲げ、競争法・競争政策を重視していくことを明らかにしている。さらに、ベトナムでは、新法の施行から原則5年後に当該法律に係る評価を行うが、競争法の改正が今後の重要な課題と認識されており、リニエンシー・プログラムの導入やVCAとベトナム競争評議会（Vietnam Competition Council：VCC）の統合等に向けた改正案作成のための準備作業が行われている。競争法の改正が実施されれば、新たな審査活動上の課題も生じるため、更なる審査能力の向上により、改正法の適切な執行を確保することが必要となる。加えて、改正法の内容を周知し、特に地方レベルで、競争法の知識を普及することの必要性も認識されている。

以上のような背景の下、ベトナム政府は、本案件「競争法改正、施行能力強化支援プロジェクト」を新たに要請し、わが国政府内での検討により、2012年7月から2016年6月までの予定で実施採択となった。

1 - 2 調査の目的

本調査では、現地調査を行って案件内容に関する情報収集や競争法をとりまく現状を整理するとともに、プロジェクト実施の妥当性及び課題を確認し、協力内容と枠組みの詳細を協議した（その際、先行案件の延長期間に関する簡易評価の結果を現地調査中に確認し、新規案件内容の検討に活用した）。また、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から協力内容を評価し、ベトナム政府とともにプロジェクトの詳細活動計画（Plan of Operation：PO）について協議・確認して、その合意内容を協議議事録（Minutes of Meetings：M/M）として取りまとめて署名した。

1 - 3 団員構成

	氏名	担当分野	所属先
1	岩間 望	総括	JICA 産業開発・公共政策部 行財政・金融課 企画役
2	庄 智之	協力企画	JICA 産業開発・公共政策部 行財政・金融課 特別嘱託
3	山下 博之	競争法・競争政策	公正取引委員会 事務総局 官房国際課 課長補佐
4	遠藤 衛	評価分析	ビコーズインスチテュート(株) プロジェクト事業部 シニア コンサルタント

1 - 4 調査日程

No	日付	曜日	行程（評価分析）	行程（総括、協力企画、競争法・競争政策）	宿泊先
1	5/6	日	10:30 東京・成田発（VN311） 14:15 ハノイ着		ハノイ
2	5/7	月	AM JICAベトナム事務所・専門家 との打合せ PM VCA国際協力課へのヒアリン グ		"
3	5/8	火	AM VCA競争制限行為審査課への ヒアリング PM VCA競争政策課へのヒアリン グ		"
4	5/9	水	AM VCA不公正競争行為審査課へ のヒアリング PM VCA競争情報センターへのヒ アリング		"
5	5/10	木	AM Swiss State Secretariat for Economic Affairs（SECO）への ヒアリング AM CUTS Internationalハノイ事務 所へのヒアリング		"
6	5/11	金	AM 必要に応じて追加ヒアリング PM 必要に応じて追加ヒアリン グ、調査内容の整理・分析		"
7	5/12	土	書類整理		"
8	5/13	日	書類整理	10:30 東京・成田発（VN311） 14:15 ハノイ着	"
9	5/14	月	08:30 JICAベトナム事務所 09:00 専門家との打合せ 14:00 VCA表敬と協議（R/D案・PDM案・PO案、終了時評価報告書案 説明）		"
10	5/15	火	09:30 VCAへのヒアリング【法改正】（法改正タスクフォース） 14:00 VCAへのヒアリング【審査活動】（競争制限行為審査課、不公正 競争行為審査課、審査官研修センター）		"

11	5/16	水	09:30 VCAへのヒアリング【競争アドボカシー】(国際協力課、競争政策課、競争情報センター) 14:00 在ベトナム日本大使館報告 15:30 日系企業(野村国際ハノイ駐在員事務所)へのヒアリング PM M/M案(R/D案・PDM案・PO案)及び終了時評価報告書最終案作成	"
12	5/17	木	00:20 ハノイ発(VN310) 07:35 東京・成田着(山下) 10:30 M/M案及び終了時評価報告書最終案に係るVCAとの協議 11:30 VCAとM/M及び終了時評価報告書署名 PM 書類整理・報告書準備	"
13	5/18	金	AM 書類整理・報告書準備 14:00 JETRO訪問	"
14	5/19	土	00:20 ハノイ発(VN310) 07:35 東京・成田着(岩間、庄、遠藤)	

R/D : Record of Discussions (討議議事録) PDM : Project Design Matrix (プロジェクト・デザイン・マトリックス) JETRO : Japan External Trade Organization (日本貿易振興機構)

1 - 5 調査方針

- (1) 既に得られている情報に基づいて現地調査を行い、ベトナムから要請されている案件の内容や背景、課題、将来計画、他国からの支援状況などを確認する。
- (2) 想定されるプロジェクトの枠組み(目標、成果、活動、投入、実施体制等)について、下記の点を考慮しつつ、R/D案・PDM案・PO案を基に協議し、合意する。
 - ・市場経済化と外国直接投資(Foreign Direct Investment: FDI)の急速な進展に伴い、ベトナム競争法を世界標準に近づける法改正に係る支援を実施する意義は大きいと考えられるが、具体的にどのように法改正のプロセスにかかわっていくのかを明確にしたうえで、プロジェクトの枠組みを構築する。
 - ・先行プロジェクト同様、本プロジェクトでも、VCAの審査機能の向上とアドボカシー活動に取り組むことを想定しているが、法改正によって新たに生じる課題の部分と、先行プロジェクトでの活動をより深化・拡大する部分とを明確に分けて、枠組みの検討を行う。

第2章 協議結果の概要

2 - 1 協議結果概要

(1) VCAと協議した結果、以下のプロジェクトの協力枠組みにて合意することとなった。

案件名	競争法改正、施行能力強化支援プロジェクト Project for the Improvement of Legal Framework for Competition Law and Policy
相手国実施機関	商工省 競争庁 Vietnam Competition Authority, Ministry of Industry and Trade
協力期間	2012年7月～2016年6月（4年間）
上位目標	ベトナムにおいて、公正な市場競争が創出される。 指標： ・競争法・競争政策の専門家によって包括的に第三者評価される、執行活動の効果度合い及び処理された競争制限行為事件数等の活動度合い
プロジェクト目標	VCAの執行活動が効果的に実施される。 指標： 1. 競争制限行為事件の端緒処理件数、審査件数、決定件数 2. 不公正競争行為事件の端緒処理件数、審査件数、決定件数 3. 上記競争事件の違反者に課された課徴金額 4. 経済集中に係る事前レビューの実施件数
成 果	1. 競争法・競争政策を強化する内容の改正競争法及び下位法令草案が完成する。 2. VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される。 3. 競争法・競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、戦略的に促進・普及される。 指標： 1-1. プロジェクト・タスクフォース報告書の提言のうち、改正競争法と下位法令の草案に反映された項目の数・割合 1-2. 改正競争法及び下位法令の草案の完成 1-3. 改正競争法及び下位法令案についてステークホルダーからコメントを募るため、プロジェクトによって実施された会議・セミナーの数及びセミナーに参加したステークホルダーの数 2-1. 審査技術の向上のためにVCAの審査官にとって必要と判断されたすべてのモジュール（VCA内での定例講義や本邦研修、現地セミナーで行われる）のうち、新たに実施された研修モジュールの数・割合 2-2. 上記研修モジュールの受講者に実施する、学習度合いに係る自己評価アンケート調査の結果 3-1. 実施されたアドボカシー・セミナーの数及びセミナー参加者の数 3-2. 上記研修アドボカシー・セミナーの受講者に実施する、学習度合いに係る自己評価アンケート調査の結果
活 動	1-1. 現行競争法と下位法令を分析して、改正競争法と下位法令において改善されるべき課題点について提言する。

	<p>1-2. 改正競争法及び下位法令の草案を、VCA内部で助言を与えつつ、作成する。</p> <p>1-3. 会議・セミナー等の活動を以下の目的のために実施する。 ー改正競争法及び下位法令案の国会可決を円滑にする。 ー改正競争法及び下位法令案についてステークホルダーと議論し、法案に対するコメントを募る。</p> <p>2-1. 競争法と下位法令の改正・施行に伴って新たに必要とされるものも含めた審査知識と技術に係るニーズ分析を行い、VCAに必要とされる研修プログラムを策定する。</p> <p>2-2. 改正競争法と下位法令を実践するためにVCAに新たに必要とされるものも含めた審査に係るオンザジョブ・トレーニング（OJT）を行い、審査技術を向上させる。</p> <p>2-3. VCA内での定例講義や本邦研修、現地セミナーを実施して、審査知識と技術の向上を図る。</p> <p>3-1. 効果的なアドボカシーのための戦略と手法に関して、地方の省レベルで必要とされるものと競争法と下位法令の改正・施行に伴って新たに必要とされるものの双方について、検討・協議する。</p> <p>3-2. アドボカシー活動のためのワーキング・グループを組織して、上記の戦略と手法に基づいてアドボカシー活動（セミナー、フォーラム、リーフレット等）を実施する。</p>
投入	<p>日本側：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家 ・短期専門家（必要に応じて） ・本邦研修受入れ（年2回程度） ・在外事業強化費 ・機材供与（必要に応じて） <p>ベトナム側：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート配置 ・専門家の執務室の提供 ・VCA職員旅費
前提条件・外部条件	<p>事業実施のための前提条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が公正な競争の創出のため、競争政策に置いている高い優先順位や競争法改正への努力に変化がない。 <p>プロジェクト目標達成のための外部条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行活動のためにVCAに十分な予算と人員が配賦される。 ・VCAの独立性が維持される。 ・研修を受けたカウンターパートが離職しない。 <p>上位目標達成のための外部条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正な市場競争の創出に向けた中長期的な政治的コミットメント及び国民の支持が維持・強化される。
実施体制	<p>国内協力機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会 <p>現地実施体制：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトディレクター、プロジェクトマネジャー、テクニカル・カウンターパート

(2) また協議を通じて合意した主な論点は以下のとおりである。

1) M/M主要協議事項 (Main Points Discussed) 1

<VCAは、改正競争法及び下位法令案を国会の2014年第1会期（5月）へ提出し、両法案が2015年の前半までに適用可能になることをめざす。>

- ・競争法改正に関して、2013年に国会で審議入りする法案リストに盛り込むことができなかったが、JICAとVCAは競争法改正の早期実現が重要との認識を共有しており、現実的に最も早期の2014年5月の国会審議入りをめざす。

2) M/M主要協議事項2

<VCAは、迅速な改正法案の国会可決と下位法令の政府承認を推進するための包括的な戦略を策定し、活動1-3に必要な投入を見極めるためにJICAと戦略を共有する。>

- ・VCAは、改正競争法及び下位法令案が国会や政府内で審議される過程で、内容が改変されたり、法改正プロセスに遅れが生じることを懸念している。その対策として、VCAは事務局スタッフらを本邦研修に参加させることを望んでいるが、この点に関しては、改正法案をステークホルダーに説明・説得する全体計画の中のひとつの活動と位置づけて、状況を見極めつつ、その必要性・効果等を検討する。

3) 成果1

調査前：「競争法・競争政策の執行が強化されるよう、競争法と関連法令（guidance legislation）が改正・施行される」

調査後：「競争法・競争政策を強化する内容の改正競争法及び下位法令草案が完成する」

- ・上述のとおり、競争法の早期改正をめざすが、法案の改正時期及び審議内容は、究極的にはプロジェクトのコントロールの及ばない領域である。したがって、法改正が不可抗力によって遅延するリスクも考慮し、成果1を「競争法と関連法令が改正・施行される」から「改正競争法及び下位法令草案が完成する」に改める。

4) 成果2

調査前：「改正法と施行政令（guidance legislation）を迅速、効果的に審査業務に取り込むことにより、VCAの審査能力が強化される」

調査後：「VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される。」

- ・成果2についても、不可抗力により、競争法及び下位法令の改正・施行が遅延するリスクを考慮して、改正法及び下位法令が実際に審査業務に取り込まれるところまでは盛り込まない一方、「VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される」と実を確保し得る内容に改める。

5) 成果3

調査前：「改正された競争法と競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、促進・普及される」

調査後：「競争法・競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、戦略的に促進・普及

される」

- ・「改正された」を削除し、法改正の有無にかかわらず、地方の省レベルへの展開を含む形でアドボカシーを行うべきことを明示する。また、VCAがアドボカシーの活動全般について、対象別・行為類型別に有効な手法・戦略を検討し、自主的に活動を展開するための計画を策定していくことについて双方が合意した。この点を明確にするため、「戦略的に」を挿入する。

6) 活動1-3

調査前：「改正競争法及び下位法令案についてステークホルダーと議論し、法案に対するコメントを募ることを目的として、会議・セミナーを実施する」

調査後：「会議・セミナー等の活動を以下の目的のために実施する。

－改正競争法及び下位法令案の国会可決を円滑にする。

－改正競争法及び下位法令案についてステークホルダーと議論し、法案に対するコメントを募る」

- ・法改正を支援するため、会議・セミナー等を実施して改正法案をステークホルダーに説明・説得するが、上記(2)の2)のとおり、状況に応じて、事務局スタッフらを本邦研修に参加させることを検討することをJICAとVCAの双方で合意した。この点を明示的に示すため、「会議・セミナー」から「会議・セミナー等の活動」と改めて、活動1-3の目的に、「改正競争法及び下位法令案の国会可決を円滑にする」を加える。

7) 活動2-1

調査前：「競争法と下位法令の改正・施行に伴って新たに必要とされる審査知識と技術に係るニーズの分析を行う」

調査後：「競争法と下位法令の改正・施行に伴って新たに必要とされるものも含めた審査知識と技術に係るニーズ分析を行い、VCAに必要とされる研修プログラムを策定する」

- ・審査知識と技術の向上に関しては、法改正によって新たに必要になる部分と改正の有無にかかわらず必要な部分がある。したがって、ニーズ分析についても「新たに必要とされるものも含めた」と表現を改める。また、研修に関しては、カリキュラムの標準化・自主的な研修運営をめざして、まずVCAで全体計画を策定していくことについてJICAとVCAの双方で合意した。この点をPDMに反映させるため、「VCAに必要とされる研修プログラムを策定する」を追加する。

8) 活動2-2

調査前：「改正競争法と下位法令を実践するためにVCAに新たに必要とされる審査に係るOJTを行い、審査技術を向上させる」

調査後：「改正競争法と下位法令を実践するためにVCAに新たに必要とされるものも含めた審査に係るOJTを行い、審査技術を向上させる」

- ・審査に係るOJTについても、「新たに必要とされるものも含めた」と表現を改めて、法改正によって新たに必要になる部分と改正の有無にかかわらず必要な部分があることを明

確にする。

9) その他

- ・本邦研修については、従来の若手向け基礎研修だけでなく、審査スキルが高い者を対象とした中堅レベル向け研修の実施も検討する（プロジェクト期間中に8回程度予定している本邦研修のうち、3回程度を中堅レベル向け研修とする方向で吟味する）。研修期間は、マネジャーレベルの者が参加できるよう、2週間程度が望ましい。人数については、VCA以外にVCC事務局スタッフを1名程度含む、合計7～8名に増やす方向で検討する。

2 - 2 調査団所見

(1) 競争法改正

本プロジェクトは、①競争法の改正支援、②審査能力の向上（現行プロジェクトによる成果の更なる展開・自立発展性の確保/改正法に伴って必要となる能力の育成）、③アドボカシー（省レベルへの展開/改正法の内容に係る周知）を3つの成果とし、競争法の効果的な執行をめざすものである。いずれの活動においても、競争法改正を可能な限り早期に達成し、それに合わせて活動の内容の調整を行うことが4年間の協力期間を最も効果的・効率的に活用するためにクリティカルであるとの考え方に立ち、協議においては、2013年5月の審議入り法案リスト入りは今からでは困難であること、またVCA長官としては慎重に事を進めたいという意向を有していることを踏まえつつ、2014年5月の国会審議入りをめざすことをVCA長官と確認した（Main Points Discussedに記載）。

同スケジュールを念頭に置き、成果1の法改正支援関連の活動については、現行法案の評価・課題の洗い出し、法・下位法令の草案の作成、法改正に係る関係者の理解促進活動を活動に置いたが、2014年5月の審議入りから2回の国会会期での審議、その後1年弱をかけての下位法令に係る政府レベルでの検討・承認というベトナムの法制定手続きを踏まえると、法と下位法令が揃い、法の適用ができる段階に至るのは最短でも2015年の7月と、プロジェクト期間の後半に食い込むことが想定されることが判明した。

法改正のプロセスにおいては、第1次草案の起草については現行プロジェクトで現行法の課題についての評価書作成を完了しつつあることもあり、順調に進められるとの感触を得たが、商工大臣から法務大臣への次期審議希望法案の提出と、法務省が取りまとめる法案リストの政府検討を踏まえ、最終リストに残ったものについての起草指示が出され、起草委員会が編成され、その実務作業をVCAが担うことになる。また、国会審議入りの3カ月前に国会の指定された委員会メンバーと国会事務局スタッフによるタスクフォースが設置され、法案内容の検討を行い委員会に報告する。また、総括的な下位法令は、法案とともに国会で審議されるものの、その他の下位法令については法案の成立後、政府から作成指示が下り、首相府内に別途タスクフォースが設置され、VCAからはメンバー1名、あとはその他の関係機関からのメンバーとなるとのことで、VCAとしては、これら委員会・タスクフォースによる検討の過程で、法案・下位法令案の内容がVCA案から懸け離れたものとなることを懸念している。このため、先方からは国会議員をはじめとするこれら委員会等のメンバーによる訪日視察を通じ、競争法に係る認識を向上させて法案・下位法令の審議を円滑に進める一助としたいという要望があった。

しかしながら、プロジェクトにおいては、関係機関からのコメント対応支援や、現地における説明のためのセミナー等の実施について支援することとしており、またVCAとしても法案の審議入りスケジュールについては必ずしも保証できないとのスタンスにあるところ、VCAとしての法案の審議入り及び成立に向けての全体戦略を示してもらうこととした、また、国別研修スキームは実務レベルへの技術移転のためのツールであり、国会議員の視察への対応は困難であることも説明したい。ついては、プロジェクト実施中に必要性・効果が明確になった段階で、国会事務局職員ら（非国会議員）から成る本邦研修（1週間程度）について検討するとの整理とした（Main Points Discussedに記載。また、先方からは活動1-3を最終案の形で記載したいという提案があり、これを了承）。なお、VCAは消費者保護法の成立経験に基づいて発言する傾向があり、今回は既にある法の改正であり必ずしもすべてのプロセス・インプットが同様に必要なのか判然としないところもあるため、合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）等の場を活用し、法改正の進捗を共有し、必要に応じて当初戦略の修正を図っていくことが求められる。

また、法改正にあたり、VCAとしても政府・国会での対応につき、新設官庁として経験値の低さや政府内の基盤が比較的脆弱であることから、プロセスを首尾よく進められるかについては、ややもすれば不安、といった面が垣間見られた。この点については、プロジェクトで支援する説明やセミナー等のほか、大使館・日系企業等からのサポートも奏功する局面も考えられるところ、今回の面談先からはご支援の声を頂戴したことを付記する。

(2) 審査能力の向上及びアドボカシー

成果2の審査能力の向上、成果3のアドボカシーに係る活動については、プロジェクト冒頭の段階で期間全体の計画案を作成し、法改正の進捗状況を踏まえてこれを見直すこととした。他方、VCAは若い組織であり現行プロジェクトで一定の基本は整ったものの経験・知見の蓄積も浅く、また、競争法に関する一般の理解もまだまだこれからという状況であるところ、両成果に係る実際の活動については法改正のタイミングにかかわらず、プロジェクト目標の「効果的な執行」の確保に向けて、VCAが着実に強化されていくよう計画している。

審査能力の向上については、VCAの階層別、専門に即した研修の全体計画（training program & curriculum）・モジュールを作成し、その後、実際の研修を実施しながら教材を作っていくこととしている。研修計画の策定からOJTの形で実施することで、VCAが自ら計画策定を行い得るよう意図しつつ、上記法改正のための起草やその他の活動を担当する法改正タスクフォースのメンバーが審査官研修センター（CTI）の長も兼ねているところ、作業負担を考慮し、また長期専門家の派遣期間も念頭に置いて、2013年の6月までに全体計画を作成し、法改正に伴って必要となる研修モジュールについては最終的な法の内容がはっきりしてきた時点で見直しをかけることとした。

アドボカシーについても、これまでセミナーや啓発資料の作成等を行ってきたが、①地方（省レベルへの展開）、②その対象を政府機関や企業の規模、業種等ターゲティングに応じた手法・内容にするという戦略化、③法改正後の改正内容の周知、という3つの観点をよく検討し、まずは計画を作成するところから始めることで合意した。また、政府機関へのアドボカシーについては法改正を円滑に進めるうえでも新たに対象に含めるべきであるとの認識で一致した。

なお、先方からは、企業のコンプライアンスに係るアドボカシー、ビデオクリップ、インターネットの活用、テレビ番組の制作について実施したいとの意見もあった。当方からは、そもそも作成するコンテンツについては法改正を踏まえたものとする必要性がある旨を述べ、すぐに陳腐化する内容では取り上げることが難しいと指摘したうえで、企業のコンプライアンスに係るアドボカシーについては上記②に含まれるという整理とした。他方、ビデオクリップ、インターネットの活用、テレビ番組の制作については費用対効果が不明、長期専門家/公正取引委員会としてもベトナムのオーディエンスに遡及力の高いコンテンツの開発についてはノウハウがない、テレビ番組等によりVCAの知名度が上がることと競争についての理解が深まることは別、ベトナム国内のインターネットの普及は確かであるも、既に一定の関心を有する層以外が能動的にcompetitionとして検索するようなことは考え難く、協議を通じ現状ではVCAとしてもターゲットを絞り切れていないと見受けられるところ、本プロジェクトではポジティブとはいえないという旨を述べた。VCAとしてもすべての活動をプロジェクトで支弁してほしいということではないが、今後も要請としては出てくる可能性のあるところ、上記考え方を踏まえ、対応していく必要性が高い。

(3) その他

新規プロジェクト終了時には通算8年の協力期間となることもあり、JICAの予算状況等によっては、VCAにはこのような長期専門家を伴うプロジェクトとしての協力は継続困難となる可能性も否定しきれないところ、この4年間でできるだけ成果を達成することを目標に努力してもらいたい旨を付言したところ、その点は理解しており、VCAとしてもいつまでも支援に依存すべきではなく、現行プロジェクトの成果を基盤とし、最大限の努力を傾注するとの発言があった。

第3章 ベトナム競争法・競争政策の現況

3-1 ベトナムにおける競争法・競争政策の位置づけと競争法に係る法整備の推移

3-1-1 ベトナム経済と産業の現状

ベトナムは、1986年の「ドイモイ」政策採択後に経済開放路線を進めることとなった。1994年には米国が対ベトナム禁輸措置を解除し、また2000年にベトナム政府は民間企業への規制を大幅に緩和する企業法を施行させ、以後、輸出入やFDIが急速に増大するようになった¹。その間の経済拡大の急激な進展ぶりは、世界銀行（以下、世銀）のデータからうかがうことができる。世銀のデータによれば、ベトナムは、1990年代の10年間で経済成長率が年率平均7.9%に達し、2000年以降も引き続き年率平均7.5%²という、アジア地域でも屈指の高度経済成長を維持してきた。

ベトナムにおけるこの高度経済成長は、外需及び外資が牽引していることは次の指標から明らかである。輸出額については、2000年以降の10年で約5倍、輸入額は約5.4倍に増加した。また、FDIは、2000年からの10年で約5.8倍に増大した³。鉱工業生産に占める外資系企業の構成比は、1996年の26.5%から2006年の44.2%に拡大しており、国営企業に代わり外資系企業がベトナムの工業化を牽引していることが分かる⁴。更に貿易依存度を見てみれば、2007年の統計で、シンガポールの349%、マレーシアの173%に次いで、ベトナムは154%を貿易に依存している。中国の貿易依存度66%⁵や日本の同27%⁶と比較して、ベトナムは対外貿易に国内総生産（GDP）が大きく依存していることを示しており、国際経済市場との安定した関係なしに今後のベトナムの経済発展があり得ないことは明らかである。

同時に、ベトナム国内経済の進展は、健全な民間企業と平等な経済市場の育成にかかっている側面も見逃すことはできない。市場経済化の流れを受けて、以前は国営企業の寡占状況にあった電気、通信、運輸といった公共サービスや、セメント、精糖、鉱業、金融、石油といった基幹産業に対しても、国営企業改革が行われるようになった。2001年から2005年にかけて3,590社の国営企業が構造改革の対象となり、そのうち2,347社が株式会社化されるとともに、2010年7月1日以降、すべての国営企業は、株式会社か有限会社の形態で企業法に沿った事業運営を行う改革が実施された。一方、ベトナム国内の金融機関による国営企業への貸付残高は年々減ってはいるものの、2011年の世銀報告書⁷では依然として全貸付額の27%を占めていると報告している。特に、利益を出さない国営企業の返済滞りが懸念されており、国営企業の近代化と効率化が喫緊の課題となっているとともに、健全な市場競争が阻害されないよう市場の一層の監視と

¹ クー・チー・ロイ「第1章 ベトナムにおける「ドイモイ」20年の経済社会の発展」、坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略—WTO 時代の新たな挑戦—』（2006、アジア経済研究所）p.7。

² 世銀『International Development Association Program Document for a Proposed Credit in the Amount of SDR 94.6 Million (Us\$150.0 Million Equivalent) to the Socialist Republic of Vietnam for a tenth Poverty Reduction Support Credit』（2011、World Bank）巻末資料「At a Glance」。

³ 同上。

⁴ 中央三井トラストホールディングス「調査報告 ベトナムの投資環境と今後の課題～経済圏内の連携を優先した早急なインフラ整備が望まれる～」『調査レポート』（2009年、No.65、中央三井トラストホールディングス）、p.24。

⁵ 同上、p.23。

⁶ 経済産業省『通商白書2011』（2011年、経済産業省）

⁷ World Bank, “Taking Stock, An Update on Vietnam’s Recent Economic Developments, Prepared by the World Bank, For the Annual Consultative Group Meeting for Vietnam,” (December 2011) .

競争法の更なる啓発活動が求められている。2005年に実施された競争法についての認知度調査⁸では、ほとんどの企業が競争法の存在については知っているとの答えを示しているが、競争法の内容まで適切な理解ができていないかは疑問とみられている。国営企業からの転換が行われて間もない多くのベトナム企業にとって、適正な経済基盤の整備としての関連法整備、とりわけ競争法についての理解を促進することが重要となっている。

3-1-2 社会経済発展5カ年計画等における競争法・競争政策の位置づけ

ベトナム政府は、このような国内経済の成長を持続的に維持するため、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）をはじめとした国際貿易や東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）等地域貿易の市場ルールへのコミットメントを強化することを重要な国家戦略としてきている。そのような方向性を明確にするために、社会経済発展5カ年計画等の国家的に重要な各種文書において、国際市場ルールへのコミットメント強化と、それに伴う競争法・競争政策の促進について明確に示している。具体的には、ベトナム政府の「国家社会経済開発計画（2006～2010）」の優先政策として8つ掲げられている「主要課題（main tasks）」の3つ目にある、「国際経済への統一の加速」に、競争法の執行強化は明らかに含まれる。「国家社会経済開発計画（2011～2015）」は今後中身が詰められていくものとみられるが、国際経済への統一は、継続して重要な点として挙げられている。更に近年では、2011年7月31日に、ベトナム政府ズン首相は、2011～2016年の社会経済開発実現のために3つの戦略のうちの1つを、公平な競争環境の創出であることを明言し、ベトナム政府が競争法を重視していることを内外に表明した。それに先立つ2011年1月には、第11回ベトナム共産党全国大会において採択された党決議において、2010～2020年の開発方針では健全な競争環境と競争法の効果的執行を4つの柱の1つとして認定した。

ベトナム政府によるこのような政策形成への道のりをたどってみると、まず1994年6月にWTOオブザーバーステータスを獲得し、1995年5月にはWTOへの正式加盟申請を提出した。また同年7月には、ASEANへの正式加盟を果たした。一方、ベトナムに直接投資を行う先進工業諸国政府を中心とし、ベトナムへの市場開放を求める圧力が徐々に高まった。その象徴的な出来事は、2000年7月に米越通商協定が調印されたことである。この通商協定は、WTOルールの遵守をベースとし、広範な財・サービスの市場開放約束をも含む包括的な合意であり、ベトナム政府に対する自由化要求のレベルが高く、ベトナム政府は対応に苦慮したものの⁹、外資の呼び込みには大きな効果を発揮した。同時にベトナム政府は、2001年の第9回党大会で、ASEAN加盟・米越通商協定締結に続く目標として、WTO加盟を具体的な目標として掲げた。さらに、同年11月には「国際経済参入についての政治局決議7号」が採択され、WTO加盟交渉を推進する方針が明示された¹⁰。ところがそのようななか、2001年12月に中国のWTO加盟が実現すると、外国投資の多くが中国に流れたため、ベトナム経済への影響が懸念された。それを受けて、2004年1月の第9期第9回党中央委員会総会では、早期のWTO加盟、そして外国投資、特に「超国家企業」の誘致に

⁸ *Report on Results of the Research and Survey on Community's Awareness Level about Competition Law*, 2009, VCA

⁹ 藤田麻衣子「第4章 ベトナムのWTO加盟への歩み—交渉の経緯と課題への対応—」、坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略—WTO時代の新たな挑戦—』（2006年、アジア経済研究所）、p.80。

¹⁰ 同上、p.83。

に向けた決意が表明され、WTO加盟に向けた作業が一層促進された¹¹。

他方、WTO加盟に向けて必要な国内法の整備について、ベトナム政府は大きなハンディを負っていた。中国がWTOに承認されたときには、必要な国内法の整備はWTO加盟後に行えばよいとする移行期間が認められたが、ベトナムの場合にはWTO加盟までにすべての法整備を完了することが条件とされたため、その作業は極めて短時間の間に行わなければならなかったのである。「2004年ごろから2006年までという短期間になされた膨大な法制度の整備や大幅な改革の進展は、“WTO加盟交渉上の必要性”という理由付けなしには極めて難しかったであろう」¹²と言われるほど、短期間に膨大な法整備が実施された。ベトナムにおける競争法は2004年に制定され、2005年7月1日に施行されており、上記のような緊急性のなかで策定されたものである。同法や関連規則等の普及と実施が依然として不十分なことは改めて指摘するまでもない。このような困難なプロセスを経て、ベトナム政府が当初期待していた2005年中のWTO加盟はかなわなかったものの¹³、すべての条件を満たすことができた後の2007年1月になってようやく加盟が認められることとなった。

以上のように、ベトナム共産党政治局決議から、社会経済発展5カ年計画等の国家的な重要文書に、国際市場ルールへのコミットメントの強化が一貫して示されてきており、競争法をはじめとした市場環境の改善に向けた政府戦略が着々と実施されてきた。

3-1-3 法令・規則及びガイドラインの制定状況

ベトナム競争法（Competition Law）は、2003年から商業省（当時）内に設置された競争管理課において法案の起草作業が行われ、2004年11月9日に国会で採択され、2005年7月1日に施行された。

また、本競争法の下位法令としては、以下のものがある。

- ・ Decree No. 05/2006/ND-CP dated 09/01/2006（競争評議会の設置）
- ・ Decree No. 06/2006/ND-CP dated 09/01/2006（競争管理当局（VCA）の設置）
- ・ Decree No. 116/2005/ND-CP dated 15/09/2005（政令：競争法の各条項の解釈）
- ・ Decree No. 120/2005/ND-CP dated 30/09/2005（政令：制裁金の賦課の実施細則）
- ・ Decree No. 110/2005/ND-CP dated 24/08/2005（マルチ商法）
- ・ Circular No. 19/2005/TT-BTM dated 08/11/2005（マルチ商法）

3-1-4 競争法の概要

ベトナム競争法は、以下の6章123条から構成されている。

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 競争制限行為（第8条～第38条）

第3章 不公正競争行為（第39条～第48条）

第4章 競争管理当局及び競争評議会（第49条～第55条）

第5章 審査及び違反事件処理（第56条～第121条）

第6章 実施規定（第122条～第123条）

¹¹ 同上、p.83。

¹² 同上、p.92。

¹³ 同上、p.84。

ベトナム競争法は、禁止行為を「競争制限行為」と「不公正競争行為」の2つに大別しており、さらに、「競争制限行為」は、「競争制限協定」、「市場支配的地位・独占的地位の乱用」、「経済集中（企業結合）」の3つから構成されている。

これらベトナム競争法の実体規定の概要は、次のとおりである。

(1) 競争制限協定

競争制限協定に関して、現行の競争法においては、次の8つを違反行為類型として定めている。①価格カルテル、②供給先・供給元の制限、③生産・販売数量の制限、④技術開発・投資の制限、⑤抱き合わせ販売協定、⑥新規参入阻害の協定、⑦競争者排除の協定、⑧入札談合。このうち、①～⑤の違反行為類型については、行為者の合算市場シェアが30%以上であることが要件とされている。また、同じく①～⑤の違反行為類型については、「技術の発達に資すること」等を要件に、適用除外の対象となり得る。ただし、この適用除外を受けるためには、個々の事案ごとに、VCAに申請のうえ、商工大臣の決定を得る必要がある（注：2012年5月現在、競争制限協定に関し、適用除外の申請が行われ、適用除外が付与された例はない）。

(2) 市場支配的地位・独占的地位の乱用

市場支配的地位の乱用について、現行の競争法においては、「市場支配的地位」とは、次のいずれかに該当する場合と定義されている。

- ① 関連市場において1社で30%以上のシェアを有する場合
- ② 競争を実質的に制限する能力を有する場合

このうち、②の「競争を実質的に制限する能力を有する場合」については、ベトナム競争法の各条項の解釈を定める政令2005年116号により、当該事業者または親会社の財務能力、当該事業者の技術能力により判断されると規定されている。

市場支配的地位の乱用に関する違反行為類型は、「市場支配的地位」を有する事業者が、①原価割れ販売、②再販売価格維持行為等、③生産・販売制限等、④差別的取り扱い、⑤抱き合わせ販売等、⑥新規参入阻害のいずれかの行為を行うことが、それぞれ禁止されている。また、「独占的地位」を有する事業者については、これら6つの違反行為類型に加えて、①顧客にとって不利な条件を課する行為及び②一方的に契約内容を変更または破棄する行為が禁止されている。

(3) 経済集中（企業結合）

経済集中（企業結合）について、現行の競争法においては、当事会社の合算市場シェアが50%超となる場合に禁止されている。また、当事会社の合算市場シェアが30%以上50%以下となる場合に、VCAに対する事前届け出が義務づけられている。

経済集中の禁止規定については、次の2つのケースに該当する場合には適用除外が付与され得る。

- ① 当事会社のうちの1社以上について、解散または倒産のおそれがある場合
- ② 当該企業結合が、輸出の拡大に効果を有し、または、社会経済の発展、技術発展に貢献する場合

ただし、適用除外を受けるためには、個々の事案ごとに、VCAに申請のうえ、①については商工大臣、②については、商工大臣を経て首相の決定を得る必要がある（注：2012年5月現在、経済集中に関し、適用除外の申請が行われ、適用除外が付与された例はない）。

(4) 不公正競争行為規制

ベトナム競争法上の不公正競争行為には、次の10の行為類型が含まれている。

- ① 不当表示
- ② 事業上の秘密の侵害
- ③ 取引妨害
- ④ 他の事業者に対する誹謗・中傷
- ⑤ 他の事業者の事業活動の妨害
- ⑥ 不公正競争を目的とする広告活動（模倣広告、広告における虚偽表示等）
- ⑦ 不公正競争を目的とする販売促進活動（おとり景品等）
- ⑧ 事業者団体による差別的取り扱い
- ⑨ 違法なマルチ商法
- ⑩ その他の不公正競争行為

3 - 2 競争法・競争政策の執行体制

3 - 2 - 1 VCAの権限と任務

ベトナム競争法の執行当局としては、ベトナム競争庁（VCA）とベトナム競争評議会（VCC）の2つの組織が設置されている。

上記のとおり、ベトナム競争法は、禁止行為を、競争制限行為と不公正な競争行為の2つに分類しているが、VCCは、このうちの競争制限行為について、VCAの報告に基づき措置を決定する機関である。

一方、VCAは、競争制限行為に係る審査、不公正競争行為に係る審査及び措置の決定を所掌しており、ベトナム競争法の執行全体において、中心的な役割を担っている。

3 - 2 - 2 ベトナム競争法上の事件処理手続き

ベトナム競争法上の事件処理手続きのうち、競争制限行為に関するものを図に示すと、次のとおりである（図3-1参照）。

VCAにおいて調査を開始した後に正式審査に至った事案をVCCに報告すると、VCC委員長は5人以上のメンバーで構成される裁定委員会を設置し、同委員会が聴聞を実施したうえで、多数決により当該事案に対する措置を決定する。VCCがVCAより報告を受けてから、30日以内に決定を行うことになっている。また、企業側は、VCCの決定案に対し、VCC自体へ不服申し立てを行うことが可能であり、さらに、省級裁判所、最高裁判所への提訴が可能である。

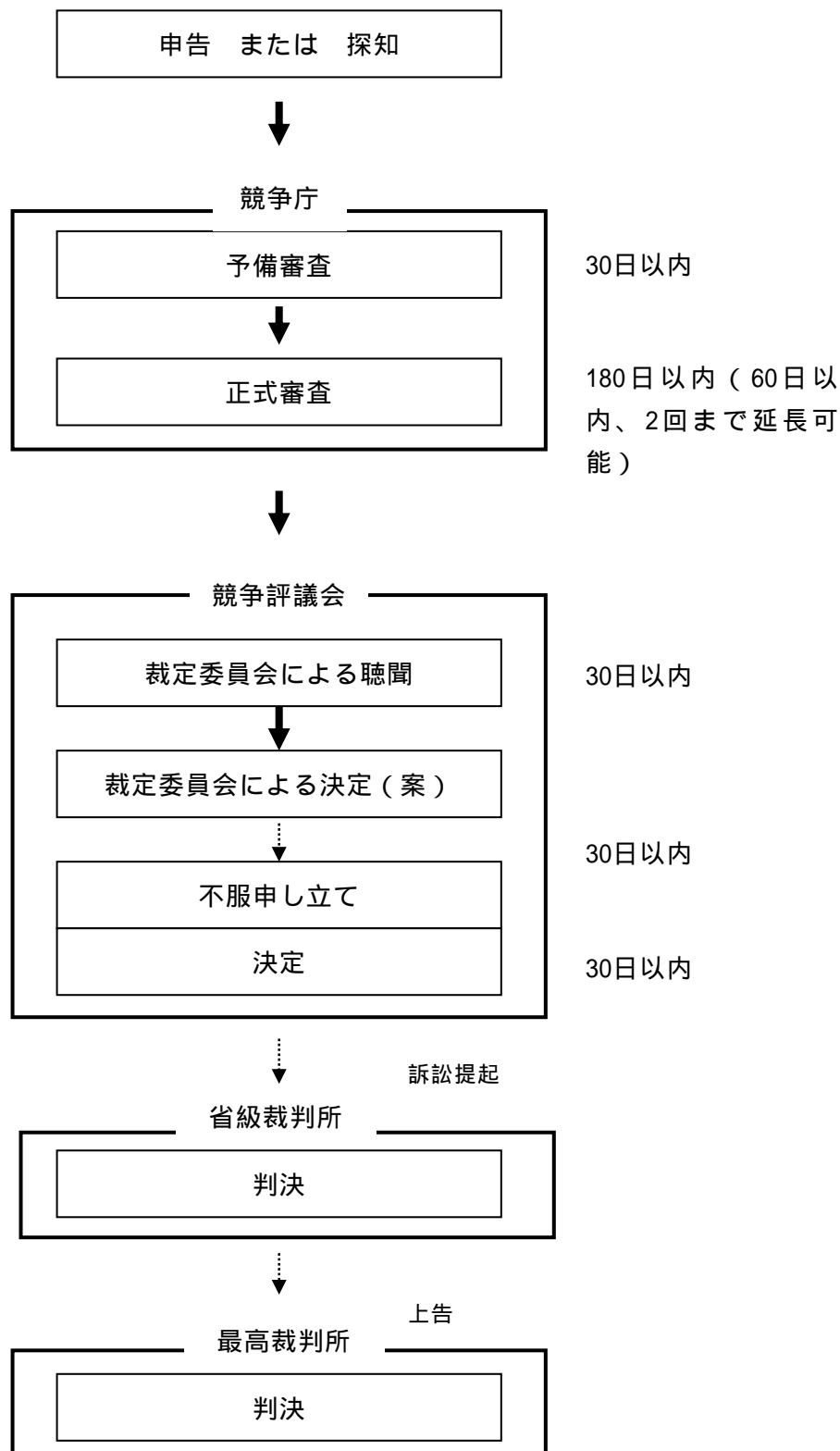


図3 - 1 競争制限行為に係る事件処理手続き

一方、不公正競争行為については、VCAが独自に調査を行い、決定を行うことができる。事件の端緒については、競争制限行為と同様、企業等からの申告と、VCAの独自の探知のと2種類

が存在している。端緒に基づき予備審査を行い、違反行為の存在が推認される場合、正式審査が実施される。正式審査の結果、違反行為が認められた場合には、VCA長官が違反行為者に対する制裁金の賦課等を内容とする決定を行う。不公正競争行為に係るVCA長官の決定について、相手側は、商工大臣、さらに、裁判所に対し、不服申し立てを行うことが可能である（注：2012年5月現在、不服申し立てが行われた例はない）。

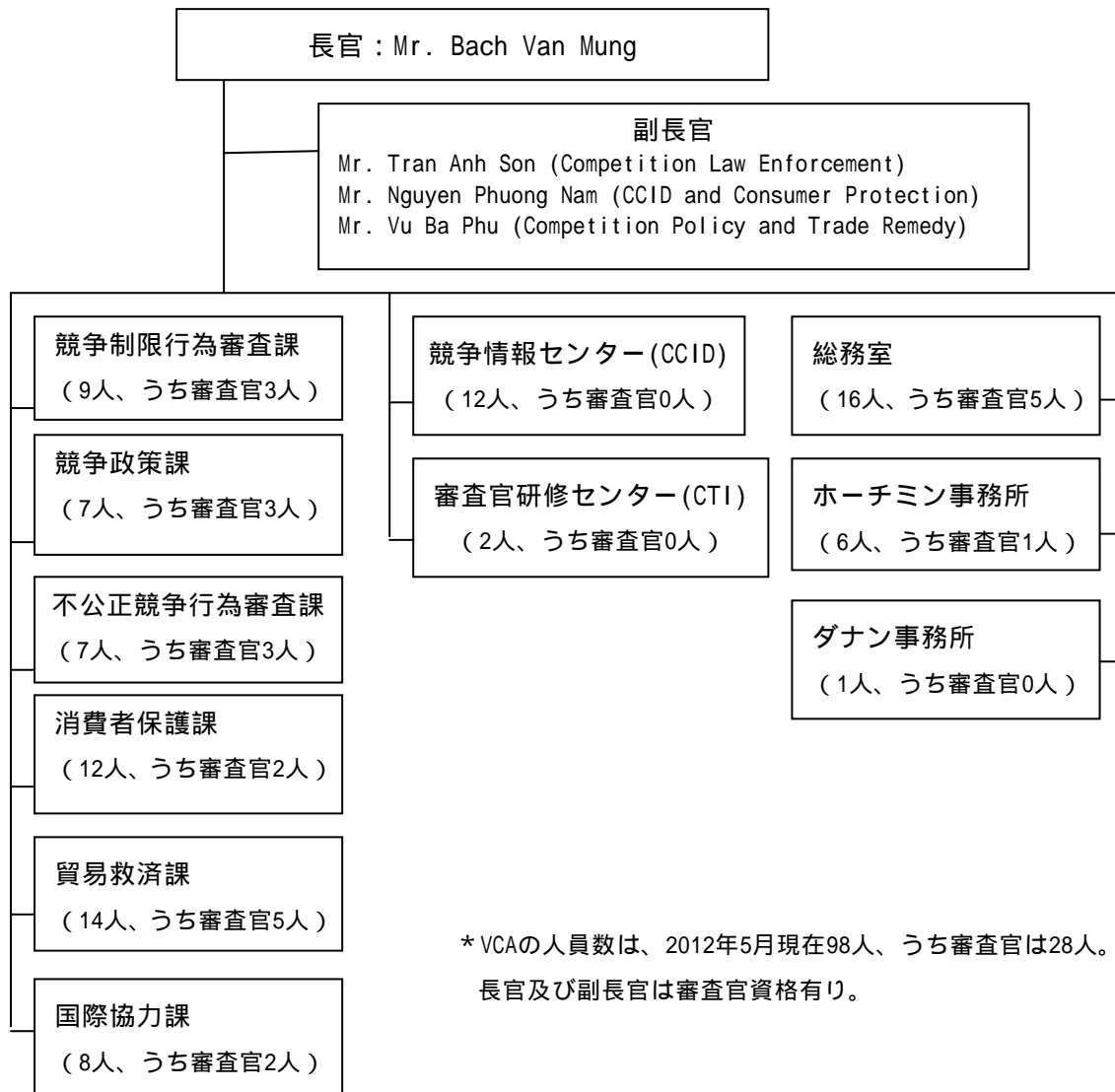
3-2-3 VCA及びVCCの組織と業務

(1) VCA

VCAは、当初2004年1月に競争法の制定に先立ち設立された商工省傘下の機関であり、その名称をVietnam Competition Administration Department (VCAD) としていたが、法施行後の2009年7月、法執行力をもつVietnam Competition Authority (VCA) へ名称変更した。

VCA長官は、商工大臣の指名に基づき、首相により任命される。VCAには、長官の下、3名の副長官、競争制限行為審査課、競争政策課、不公正競争行為審査課、消費者保護課、貿易救済課、国際協力課の6課、情報センター、審査官研修センターの2センター、総務室、ホーチミン及びダナンの2地方事務所が置かれている（図3-2参照）。

VCAは、競争法の執行のほか、消費者保護法の執行及び貿易救済措置の実施も併せて所掌している。



出所：VCAのベトナム競争法パンフレットに基づき、五十嵐専門家が作成した図に、今回のヒアリング情報を組み合わせて作成。

図3 - 2 VCA組織図(2012年5月現在)

(2) VCC

VCCは、競争制限行為について措置を決定する機関であり、2006年7月に、VCA同様に商工省の傘下に設立されている。

VCCのメンバーは、11名以上15名以内と規定されており、商工大臣の指名により、首相が任命する(第53条)。また、VCC委員長は、メンバーのなかから首相が任命する(第54条)。

なお、現在のメンバーは、2011年に任命された第3期メンバー15名であるが、委員長以下すべての委員が各省庁等の高官ポストとの兼任となっている(表3-1参照)。

また、VCCの下には、事務局(人員数5名程度)が置かれている。

表 3 - 1 VCCメンバーの各省庁等におけるポスト（2012年5月末現在）

1	委員長	商工副大臣
2	副委員長	財務副大臣
3		司法副大臣
4	委員	商工省事務次官
5		計画投資省サービス経済局長
6		商工省輸出入局長
7		商工省国内市場局長
8		運輸省法務局長
9		司法省経済・民事法局次長
10		建設省計画財務局次長
11		財務省法務局長
12		ベトナム国家・法研究所長
13		農業農村開発省法務局長
14		商工省市場管理庁副長官
15		商工省法務局長

出所：VCCへの確認内容に基づき、五十嵐専門家が作成した表。

3 - 2 - 4 VCAの人員と人材育成の現状

VCAは、2008年に70人であった職員数が、2011年8月末段階で93人¹⁴となっており、この3年間に約33%の増加となっている。表3-2では、2011年末段階で99人になっており、更に増員されていることが見て取れる。職員数の年ごとの状況については、表3-2に見られるように、順調に増員している。

表 3 - 2 VCA職員数の推移

年	2008年	2009年	2010年	2011年
職員数	70名	85名	92名	99名

出典：VCA Brochure

一方、2008年の事前評価報告書を参照すると、当時の職員数は全体で60人であり、うち審査官が22人となっている。今回の調査では、2012年5月現在、全体職員数が98人であり、うち審査官が28人となっている（図3-2参照）。2008年からの伸び率で考えると、全体数が63%なのに対して、審査官数の伸び率が27%にとどまっております、VCA職員数の増加が主に新卒者らの新規採用によっていることがうかがわれる。これについて、審査官になるためには、VCA内外での実務経験が5年以上あることが条件となっており、今後、現在の若手職員を確実に実力を有する審査官に養成していく必要がある。

別の角度からの視点では、ベトナム国内の高騰するインフレを沈静化させるために、政府がVCAに配分する運営予算が2011年度には大幅に縮小されたが、2010年から2011年にかけてのVCAの職員数増加は、前年同時期と同じレベル（7人）を保っており、運営予算の縮小幅に比較して人員規模の増加傾向は維持された。この点から、競争法に対するベトナム政府の優先度が見て取れる。

人材育成については、今回の調査による聞き取りからは、新入職員に対する訓練プログラム

¹⁴ 五十嵐収「ベトナムにおける競争政策の動き」（『公正取引』No.732（2011年10月））より。

は存在するものの、包括的な人材育成プログラム（モジュール）といったものができておらず、その都度必要に応じて、経験のある職員が講師となって人材育成を行っていることが明らかとなった。しかし、審査官向けトレーニングの講師となれる職員数は限られており、重要な案件を抱えている間にVCA内のトレーニングの講師になる時間的余裕が取れないといった問題もあり、VCAによる独自の人材育成はまだ多難な状況である。これを実質的に補うものとしては、JICA長期専門家と短期専門家の派遣、また本邦研修へのVCA職員の派遣による、VCAの人材育成プログラムを挙げることができる。これまでの延長フェーズ中、短期専門家派遣を5回実施、本邦研修を3回実施した。

これらのJICA支援による研修は、今後も一定程度必要な内容だとみられる。一方で、VCAの長期的な人材計画も踏まえたうえで、研修プログラムを自立して構築していくための支援を実施していく必要があるとみられる。

3-2-5 他国の競争当局との協力状況

競争法に関してベトナム政府は、日本以外のドナーからの主な支援としては、スイス政府からの協力を受けた。スイス政府からの協力は、スイス連邦競争委員会（Competition Commission : COMCO）の全面的協力により行われた。またVCAは、米国とオランダの競争当局からも支援を受けた。さらに、韓国政府とロシア政府との二国間関係もある。貿易救済では、韓国と米国、消費者保護では、日本、米国、そしてオランダと二国間関係を得ている。

それ以外では、ASEAN諸国の競争当局（ASEAN Experts Group on Competition : AEGC）に人材を派遣した経験をVCAは有している。ASEANでは2015年までに経済圏を統合するという計画があり、その目標達成のため、2015年までにASEAN全域で競争法を発効して執行する計画を立てている。ベトナム以外に、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポールに競争法があるが、他のASEAN諸国ではまだ制定されていない。既に競争法がある国がお互いの経験をシェアし、法律のない国に支援するという協力である。ベトナムは、将来、ラオスとカンボジアにVCA職員を長期専門家として派遣する計画がある。AEGCによる計画どおりなら、2012年末から2013年にかけて専門家を送る計画である。ASEAN諸国内で競争法をもっている国同士の交流もあり、シンガポール等にVCA職員を派遣している。

このほか、VCAは、アジア太平洋経済協力（APEC）競争政策・競争法グループ（Competition Policy and Law Group : CPLG）、国際競争ネットワーク（International Competition Network : ICN）、消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（International Consumer Protection and Enforcement Network : ICPEN）のそれぞれメンバーで、経済協力開発機構（OECD）によるグローバル競争フォーラム（Global Competition Forum : GCF）のフレームワーク下の活動にも参加している。

3 - 3 競争法・競争政策の審査・調査及び執行の状況¹⁵

3-3-1 競争制限協定

2011年版のVCA年次報告では、現在審査中の事案として、屋根材の事業者団体のメンバーが同製品の販売価格を決定した事案、また、特定の省の学童用傷害保険について複数の損害保険

¹⁵ 本節の内容は、主に五十嵐収「ベトナムにおける競争政策の動き」（『公正取引』No.732（2011年10月））を参照している。

会社が共同して保険料を決定した事案が紹介されている。いずれの事案についても結論には至っていないものの、今後、VCCに送付され、措置がとられる予定である。このように競争制限行為の審査も一定程度進んでいる状況が見て取れる。

今回の調査において競争制限行為審査課のヒエン課長によれば、「従来、カルテルの摘発は、かなり明確な証拠に基づいた場合のみ摘発してきている。企業はそういう情報を秘密にするので、今後はそのような情報を獲得することは難しくなると考えている。他の国と同様に、リニエンシー・プログラムを活用して摘発しないと、カルテルを摘発するのは難しくなると考えている」とこれまでの経過と将来の見通しについて説明した。摘発が困難になるカルテル事案を積極的に発掘していくためにも、リニエンシー・プログラムの導入を含む法改正の早期の実現が望まれる。

3-3-2 市場支配的地位・独占的地位の乱用

支配的地位の乱用の適用を受けた案件で大きな影響があったものとしては、2009年7月にVCCによる決定が出された、ベトナム航空の100%子会社であるVietnam Aviation Petroleum Company (Vinapco) の事案である。この事案は、Jetstar Pacific Airlineに対してジェット燃料の供給を拒否したことにより発生したもので、VinapcoはJetstarが燃料代の支払いを行わなかったことを燃料供給拒否の理由とした一方で、Jetstarは燃料代の値上げが不当であるとして、この行為が競争法の独占的地位の乱用に相当すると訴えた。VCCはVCAによる審査結果を受けて、Vinapcoの行為は独占的地位の乱用に当たるとして制裁金を課す決定を下した¹⁶。この事案により、ベトナム競争当局が公平な市場の監督を実施しているとのアナウンスメント効果を高めたものとみられる。

3-3-3 経済集中（企業結合）

2011年のVCA年次報告書には、2つの事例について紹介されている。1つは、製紙関係企業のHAPACO HAI AU社とHAPACO YEN SON社が、株式交換により、HAPACO GROUP社に統合されるとの届け出について検討を行った結果、関連市場における当事会社の合算シェアからみて競争法の規定に違反せず、また、HAPACO GROUP社は既に他の2社の株式の過半を保有していることから、本件統合は市場環境に重大な影響を与えるものではないと結論づけて、問題なしと回答したというもの。もう1つは、不動産、ホテル及びレジャー産業を運営するVINPEARL社が、株式交換により、VINCOM社に統合されるとの届け出について検討を行った結果、関連市場（不動産市場、ホテル・レジャー産業市場）における当事会社の合算市場シェアからみて市場への影響はないと判断して、問題なしと回答したという事例である。これらから、経済集中に係る当事会社からVCAへの届け出、VCAによる調査の状況が示されている。

表3-3 競争制限行為にかかわる措置件数

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
審査	0	1	1	1	1	2
決定	0	0	0	1	2	0

出所：2011年VCA年次報告

¹⁶ JICA『ベトナム国競争法施行、競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト終了時評価調査報告書』（2010）p.15より。

3-3-4 不公正競争行為

不公正競争行為について、2006年から2011年までの各年度における執行状況は、表3-4のとおりであり、執行件数が顕著に増加しているものと認められる。

最近の事件において、世間の関心を集めたものとしては、例えば、ハッピーショッピング社事件が挙げられる¹⁷。同事件は、誇大広告に関するもので、同社が販売していた化粧品の広告内容が、当局に事前に登録されていた内容と異なっていたというものである。しかも、この広告は、複数のテレビ局において、テレビ・コマーシャルとして継続して放送されたため、同社が販売していた化粧品の効能・効果について消費者に誤認させることとなった。そのため、VCAは、同社にこの広告を中止させるとともに、4,500万ドンの罰金を課した。

表3-4 不公正競争行為に係る措置件数(2006年~2011年)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
審査	0	4	12	14	28	36
不当表示	0	1	1	0	1	0
他の事業者に対する誹謗・中傷	0	1	0	4	1	2
他の事業者の事業活動の妨害	0	0	1	0	0	0
不公正競争を目的とする広告活動	0	0	0	5	20	33
不公正競争を目的とする販売促進活動	0	0	0	2	2	0
違法なマルチ商法	0	2	10	3	4	1

出所：2011年VCA年次報告

¹⁷ VCA, 2011 Annual Report, Vietnam Competition Authority. p.19.

第4章 VCAの執行上の課題とわが国の支援のあり方

4-1 先行案件の成果と状況

先行案件の成果と状況については、先行プロジェクト案件のPDMにおける指標を確認する必要がある。

(1) 上位目標の指標の達成状況

前章、表3-3及び表3-4に示されるように、競争制限行為にかかわる措置件数と、不公正競争行為に係る措置件数を見てみると、2006年から2011年までの状況で一定程度の進展があったとみることができる。競争制限行為に係る措置件数は、多いといえるほどの件数に達しているとはいえないが、現行法下でのVCCの存在による手続きの複雑化や、職員のキャパシティレベル等から考慮して、成果が不十分と断じる状況ではない。むしろ、以下の表に見られるように、端緒処理件数の増加が競争制限行為の分野においても確実に増加傾向にあると見て取れることから、現状の数値は正の成果を示すものとして妥当なレベルと考えるべきであろう。

表4-1 競争法違反被疑事件に係る端緒処理件数（2006年～2011年）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
競争制限行為	5	2	7	10	13	10
不公正競争行為	7	13	14	59	66	88
合計	12	15	21	69	79	98

出所：VCA Brochure

上位目標の指標として示されている「社会における認識レベル」の向上については、詳細な調査が実施されるのが今後になるので、その実施と分析を待つ必要がある。一方で、2011年7月31日に、ベトナム政府首相が、2011年から2020年までの社会経済開発を成功させる3つの戦略の1つとして、公平な競争環境の構築を挙げていることから、政府部内においてはかなりの程度、競争法についての認識レベルは高まっているものとみることができる。他方、今後、社会における競争法の認識レベルを向上させていくうえでも、競争法の適切な方向に向けた早急な改正が求められている。

(2) プロジェクト目標の指標の達成状況

プロジェクト目標についての指標である、競争違反ケースの調査・摘発は、上述の上位目標の指標と同じである。一方で、競争政策の提言については、2010年から2011年の間には、薬品、小売り、保険、航空、肥料、セメント、銀行、ガソリン、建材、映画、その他、合わせて17セクターについて政策提言のために研究を行った。前回終了時評価時には8つの産業セクターへの政策提言を行ったとあるので、一定程度の進展がみられたといえる。

次に、プロジェクト目標の指標3の「VCAの組織、スタッフ、予算のトレンド」については、職員数の増加状況については、表3-2で示したとおり、順調に増加している。一方で、予算額の推移については、表4-2で見られるとおり、職員数同様に順調な予算の増加を受けている。2010年から2011年にかけては、ベトナム国内の深刻なインフレ状況に対応するた

めにベトナム政府の全部門での予算削減が行われた影響によるものである。したがって、ベトナム政府における競争法の優先順位が下がったための予算削減ではない。

したがって、この2つの指標について目標をほぼ達成したと判断することができる。

表 4 - 2 VCA予算額の推移

(単位：10億ドン)

年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
予算額	7	9	16.5	19	14.9

出所：VCA Brochure

(3) アウトプットの指標の達成状況

先行案件のアウトプットは、「成果1．VCAの審査機能の向上」と「成果2．競争政策及び競争法に関する知識が政府、企業、消費者及び学会に広がる」の2点ある。

成果1については、VCA側の自己評価としては、目標は十分に達成されたとみている。2010年7月1日以降のPDMは、それ以前のPDMを踏襲しているものの、アウトプット指標に関しては2010年6月末日までの目標であるため、大まかに同様の方向性をもった内容で運用されてきたと理解されるのが妥当である。VCA国際協力課に対する聞き取りでは、成果1に関する具体的指標データは、各事案の調査にかかる時間が短縮していることを挙げている。その内容は、2007～2008年時には1つの調査事案の処理に2年かかっていたものが、現在では同様の案件処理に1年間で対処できるようになったということを挙げている。これは、VCA職員の質的な能力向上を示すものとして重要なデータだといえよう。また、表4-1に見られるように、処理案件数が増加しているということも、VCA職員の能力が向上していることを示すひとつの成果になっているといえる。これらの指標から、成果1のアウトプットに関して、目標は達成されたという評価がなされる。

次に、成果2についてであるが、主にアドボカシー活動の成果指標だといえる。これに関してVCA国際協力局では、目標については、ほぼ達成としつつ、都市部での企業からの反応が高いのに対して、地方部からの企業の反応が十分でなかったという感触から、まだ改善の余地があるものと評価している。活動実績としては、2010年7月以降現在まで、政府関係者へのアドボカシー活動が合計4回、地方部を含めた企業や一般国民向けアドボカシーセミナーが合計9回、またパンフレットや年報、プレッティンの発行が合計3部、また分野別研究が3つ行われたとしている。現状では、2009年に実施された「Report on Results of the Research and Survey on Community's Awareness Level about Competition Law」の後継調査が行われていないので、詳細は不明であるが、VCA国際協力課は2013年までには同様の調査を実施する予定としており、次期プロジェクトにおけるベースラインとして信憑性の高い調査を実施することが求められる。全体としての競争法についてのアドボカシーの成果としては、地方部での企業の反応がまだ期待したほどではないとの現状から、改善の余地はまだあると評価されるものの、上記のように、都市部を中心に企業からの申告や反応が増加していること(表4-1参照)、また政府上層部における認識が向上していることから、十分な成果が上がっていると評価することができる。以上のことから、成果2については、目標をほぼ達成したと評価づけされよう。

4 - 2 競争法改正の準備

ベトナムにおける立法は、法の施行から5年後をめどに、法の執行状況を踏まえて、法改正が必要かどうかについて担当政府機関が評価書を作成することになっている。2005年7月1日に施行された競争法については、2010年6月で満5年を迎え、同年、VCAは、同法の改正が必要との評価書を取りまとめ、商工大臣及び司法大臣あてに提出している。

一方、現在、VCAにおいては、競争法改正のための報告書を作成中であり、内容的にはほぼ完成しており、今回の調査ミッション中に報告書のドラフトを確認した。報告書全体としては、350ページ程度を予定しており、かなりの大部になる。この報告書の策定は、JICA長期専門家（五十嵐専門家）による全面的な指導の下に行われており、内容の質の面で非常に高いものになっているとすることができる。

五十嵐専門家によれば、本報告書の作成は、2010年8月から現在まで約1年9カ月を費やしているという。原案はVCAの担当官側が作成し、五十嵐専門家がそれに対しコメントするというプロセスを経ることにより、VCA側との間で問題点に係る理解を適切に行ってきたとのことである。

五十嵐専門家による説明¹⁸によれば、主に以下の点についての法改正を行う方向性で、VCA側と合意しているとのことである。

（1）競争制限協定

現行法下の競争制限協定に係る問題点としては、主に3つある。1つは、国際的に厳罰化の方向にある行為類型の取り扱いが、錯綜している点である。具体的には、価格カルテル、生産・販売数量の制限、市場分割及び入札談合の4つの行為類型については、「ハードコア・カルテル」として、国際的にみて厳罰化の方向にあり、米国、欧州連合（EU）等においては、「当然違法」の行為類型とされているところ、これに照らして、ベトナム競争法では、「当然違法」の行為類型とシェア30%要件が課されている行為類型の区分が錯綜しているといえる。

2つ目の問題点は、ベトナム競争法では、違反行為類型が限定列挙されているため、違反行為類型と同様の反競争効果をもたらしているにもかかわらず、違反行為類型に該当すると読みきれないために、競争法の規定を適用できないケースが生じるおそれがあるという点である。

3つ目の問題点としては、市場に対するインパクトが十分でない場合でも、形式的なシェア基準のみで違反とされるおそれがあるという点である。シェア30%要件については、行為者の合算市場シェアが同じ場合であっても、競争者のシェア・供給余力、取引相手の購買力の大きさ等の要因により、その市場における影響力は異なるものであり、対市場効果の要件として、一律に合算市場シェア30%以上としていることは適当でないと考えられる。

これらの点をまとめると、競争制限協定に関する法改正の方向性としては、主に以下の3点が挙げられる。

競争制限的協定として規定された8類型をハードコア・カルテルに該当する行為類型と非ハードコア・カルテルに該当する行為類型に再整理する。

そのうえ、ハードコア・カルテルについては当然違法とし、非ハードコア・カルテルについては、対市場効果の要件を市場シェアベース（シェア30%以上）から「関連市場

¹⁸ 五十嵐収「ベトナムにおける競争政策の動き」（『公正取引』No.732（2011年10月））より。

における競争を実質的に制限すること」といった市場支配力ベースの要件に変更する。
リニエンシー・プログラムを導入する。

(2) 市場支配的地位・独占的地位の乱用

ベトナム競争法における市場支配的地位の乱用規制に関する問題点は、主に2つある。

1つは、市場支配的地位の定義規定が適当でない点である。すなわち、「市場支配的地位」の定義規定のうち、市場シェアによる要件については、行為者の市場シェアが同じ場合であっても、競争者のシェア・供給余力、参入、取引相手の購買力の大きさ等により、その市場における影響力は異なるものであることから、「市場支配的地位」の定義規定として、一律にシェア30%以上等としていることは適当ではない。また、「競争を実質的に制限する能力を有する場合」との要件については、政令2005年116号により示された判断基準は不明確であり、実際の法適用において役に立っていない。

2つ目の問題点は、ベトナム競争法では、市場支配的地位の乱用についての違反行為類型を限定列挙しているため、規定された行為類型と同様の反競争効果をもたらしているにもかかわらず、規定された行為類型に該当すると読みきれないために、法律が適用できないケースが生じている点である。例えば、現行規定では、再販売価格維持行為は禁止されている一方、役務提供の主要な要素となる商品を販売する事業者が、取引先である事業者が提供する役務の価格を拘束するといった行為は、違反行為類型にカバーされていない。

これらの点をまとめると、支配的地位の乱用に関する法改正の方向性としては、主に以下の3点が挙げられる。

「市場支配的地位」の定義規定について、市場シェアベース（シェア30%以上）から「関連市場における競争を実質的に制限する能力を有する場合」といった市場支配力ベースの規定に変更する。

上記の「市場支配的地位」の定義規定の変更に伴い、独占的地位を有する事業者に対する特有の禁止規定を廃止する。

違反行為類型について、行為の性質・効果に着目して、一般条項化を図る。

(3) 経済集中（企業結合）

企業集中/企業結合規制の問題点としては、主に3つの側面での問題がある。1つは、現行法の規定が当事会社の市場シェアのみに基づく形式的基準となっているので、反競争効果について実質的な判断を求める国際標準に合致となっていないという点である。具体的には、現行法は、関連市場におけるシェア50%超で一律に禁止している。そのため、当事会社のシェアのほか、競争者のシェア・供給余力、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、取引相手の購買力等を勘案したうえで、当該企業結合によって、当事会社が市場支配力を形成、維持、強化する場合に問題にするとの国際標準から逸脱している状態になっているのが問題である。

2つ目は、適用除外の規定内容が明確でないという問題である。

3つ目は、経済集中に係る届け出規定が市場シェアベースとされている問題である。関連市場の画定は、企業結合審査の結論として行われるべきものであるところ、現行法により、当事会社に届け出段階で関連市場の画定を求めていることは、事業者に加重的な負担を課しているといわざるを得ない。

一方、これに対し、VCAの所見としては、従来、本来届け出が行われるべき事案についても、関連市場が画定できず、ゆえに、当事会社の合算市場シェアが不明であることを理由に、届け出が履行されなかった事案が存在した。

さらに、法制的な見地からは、市場シェア50%超が禁止基準にもかかわらず、市場シェア30%以上50%以下の事案について届け出を求めていることは、本来禁止されるおそれがない事案について届け出を求めていることとなり、規定として不合理であるといえる。

これらの点をまとめると、経済集中/企業結合に関する法改正の方向性としては、主に以下の3点が挙げられる。

実体規定（禁止要件）について、市場シェアベース（シェア50%超での一律の禁止）から、「関連市場における競争を実質的に制限することとなる場合」といった市場支配力ベースの要件に変更する。

上記に伴い、適用除外規定を廃止する。

届け出基準について、事業者に対する明確性の観点から、市場シェアベース（シェア30%以上50%以下）から国内売上高ベースの基準に変更する。

（4）不公正競争行為

不公正競争行為については、審査・措置件数が着実に増加してきていることもあり、競争制限行為と比較して、相対的に小幅な改正内容を検討している。

具体的には、不公正競争行為に係る法改正の方向性としては、以下の2点が挙げられる。

多層式販売行為について、競争法の規定から削除する。

それ以外の行為について、これまでの執行経験を踏まえ、必要に応じて違法性要件を変更する。

（5）競争当局のあり方

ベトナムにおける競争当局のあり方の課題としては、競争制限行為に係る審査、不公正競争行為に係る審査・決定を行う機関であるVCA、競争制限行為に係る決定を行うVCCが、共に商工省の傘下に位置づけられている状況であり、十分な独立性が担保されていないことに加えて、以下の3つの課題が指摘されている。1つは、VCAによる1年近くにわたる競争制限行為についての記録及び証拠は膨大であり、30日以内の聴聞期間内ではVCC委員に十分な検討を行う時間がないという点。2つ目は、VCC委員は全員兼任（表3 - 1参照）であるため、VCC委員に各事案の細かな内容まで理解する時間と能力に限りがある点。3つ目は、VCC事務局の能力が十分でなく、各事案について、VCAの審査結果を評価したり、裁定委員会のメンバーに対し専門的な助言を行うことができないという点である。

これらの点をまとめると、競争当局のあり方に関する法改正の方向性は、以下のとおりである。

VCAとVCCを統合し、商工省等の省庁から独立した委員会制度による新たな競争当局を設置する。

4 - 3 VCAの審査機能

審査機能に関しては、先行プロジェクト案件のアウトプット1でもみられたように、先行プロジェクトで想定した審査機能強化は十分に達成されたとみることができる。一方で、この成果は、JICA長期専門家がVCA内に常駐して、審査機能の向上についての各種トレーニングやセミナーの実施において中心的な役割を果たしたことによる理由が大きく、VCA側からもJICA長期専門家の引き続きの派遣を求めている。審査官研修センター（CTI）に対する聞き取り調査でも明らかになったように、VCA側が独自に審査官向けのトレーニングを実施しそれを維持していくだけの能力が依然として不足している。現状では、新入職員に対する訓練プログラムは存在するものの、包括的な人材育成プログラム（モジュール）といったものができておらず、その都度必要に応じて、経験のある職員が講師となって人材育成を行っている。しかし、審査官や調査員として講師とされる職員数は限られており、重要な案件を抱えている間にVCA内のトレーニングの講師になる時間的余裕が取れず、現実問題としてVCAによる独自の人材育成はまだ多難な状況である。

さらに、現在検討されている競争法の改正に伴って、新たに審査官向けのトレーニングの内容を修正していく必要がある。これは、法改正の方向性が明確になりつつあるので、ある程度の折り込みは可能であると考えられるが、最終的な立法は国会が行うものであり、改正法の成立後に新たに確認すべき点も出てくる。したがって、次期プロジェクトにおいては、法改正前の段階での見込みによる訓練プログラムの作成と、実際に法改正が成立した後に最終調整を行う必要が出てくるものとみられる。

これらのJICA支援による研修は、今後も一定程度必要であることは間違いない。それと同時に、VCAの長期的な人材計画も踏まえたうえで、研修プログラムを自立して構築していくための方策を検討していく必要があるとみられる。次期プロジェクトにおいては、VCA全体としての研修プログラム及び研修マニュアルを策定し、それをVCAが独自に維持・発展させていくための能力を身に着けるような活動が求められる。また、法改正を視野に入れた研修プログラムの修正を、法改正前と法改正後に適切に行う作業を、次期プロジェクトの活動の中に織り込んでおく必要がある。

4 - 4 競争法に関する知識の啓発・普及

競争法に関する知識の啓発・普及に関しては、先行プロジェクト案件のアウトプット2でもみたように、先行プロジェクトで想定した目標はほぼ達成したと評価できる。一方、今後の課題としては、地方部への競争法・競争政策の更なる啓発・普及という点と、法改正が行われた後に、改正された点について、改めて都市部の大企業等へ周知する必要がある点、できるだけ早期に法改正を実現するうえでも、ベトナム政府内の他省庁に対するアドボカシーを進展させる必要がある点が挙げられる。

したがって、次期プロジェクトにおける方向性という観点では、地方部への競争法・競争政策の更なる啓発・普及、改正法成立後の都市部における改正内容の周知、ベトナム政府内の他省庁に対する競争法・競争政策の啓発・普及について、バランスの取れた適切なアドボカシー戦略を構築し、実施可能な形での活動計画を策定して、着実にそれを実施することが求められる。他方、これらは、現在のVCAの人員体制で簡単に実施できることではないため、わが国から支援していく必要がある。

4 - 5 人材育成制度の構築（研修センター、カリキュラム）

人材育成に関するVCAの課題は、VCAの職員数全体に比較して、審査官の養成の伸び率が十分でないという点とみられる。また、包括的な人材育成プログラムあるいはモジュールといったものが完成しておらず、その都度必要に応じて、経験のある職員が講師となって人材育成を行っている。

審査官の養成の伸び率が十分でない理由は、VCAが新卒者らを中心に職員の新規採用を行っている一方、審査官として認定されるためにはVCA内外での5年間の勤務経験という条件があるためであるとみられる。これは、言い換えると、一定期間が過ぎれば順次審査官として認定されていくことを意味するが、同時に、質的な面での職員のトレーニングは常に必要である。

したがって、VCAの人材育成に関するわが国の支援の方向性は、現在のトレーニングのニーズに応えつつ、VCAの長期的な人材計画も踏まえたうえで、研修プログラムを自立して構築していくための能力向上を支援することであろう。それに付随する、研修プログラムの作成や研修資料の作成といったことも含まれる。

4 - 6 関連ドナーによる支援動向（実績、予定プログラム等）

競争法に関してベトナム政府は、日本以外のドナーからの主な支援としては、スイス政府からの協力を受けた。スイス政府からの協力は、2007年7月から2011年5月にかけて実施され、90万スイスフラン（CHF）の総予算が投入された。プロジェクトは、VCAの能力構築支援と、競争法のベトナム国内外の認知度の向上を目的とし、スイス連邦競争委員会（COMCO）の全面的協力により行われ、また活動の一部は非政府組織（NGO）であるCUTS Internationalが請け負う形で実施された。プロジェクト全体としては一定の成果を上げたとしてスイス政府は自己評価しているが、COMCOの担当者によるプロジェクト運営については十分効率的でなかったとして厳しい評価を下している。

スイス政府からの支援以外の協力プログラムでは、VCAは米国とオランダの競争当局から支援を受けた。スイスのプロジェクトはJICAの支援と同じような技術支援といえるが、米国とオランダからの支援は、専門家が短期で来て、またVCA側からスタッフが米国及びオランダを訪問して研修するというものである。

スイス政府は、2012年より次期新規プロジェクトの形成を行っており、VCA側との協議に近々入るものとみられるが、まだその具体的な活動内容については明らかになっていない。一方で、VCAとの関係の深さでは、JICAが最も枢要な関係構築に成功しており、スイス側からはJICAが中心となってドナー側の調整を行うのが良いのではないかと、本調査期間中のスイス側との面談の折に示された。JICA側としては、今後のJICAによるVCA支援事業の展開の中身を念頭に置きつつ、検討していく必要があるものとみられる。

4 - 7 わが国の支援のあり方

以上の、先行プロジェクト案件からの課題の抽出からは、今後のわが国支援のあり方について以下のような点が指摘される。

- (1) 競争法改正については、できる限り早期に立法されるように、VCA側に対する支援を行う必要がある。これは、法改正自体の重要性とともに、効果的なアドボカシーを行ううえでも重要な点だといえる。わが国の支援は、これらの点を実現するべく、長期専門家による継続

した支援が考えられる。

- (2) 審査能力強化については、当面は、これまでと同様の審査官への訓練機会の提供を、JICA長期専門家、短期専門家、また本邦研修を効果的に組み合わせることで実施していく必要がある。一方で、今後のVCAの自立的な発展に向けて、全般的な人事計画を踏まえたうえでの研修プログラム（モジュール）の構築と研修資料の作成を支援する必要がある。わが国の支援は、既存の訓練機会を継続し、また将来の研修プログラムと研修資料の作成に向けて、長期専門家及び短期専門家を組み合わせつつ支援を提供することが考えられる。
- (3) アドボカシーに関しては、法改正の前後のタイミングを考慮しつつ、都市部と地方部におけるアドボカシーのバランスや内容を含む全体戦略を策定する必要がある。そのうえで、財政的人的資源の制約の中で最も効果的な活動を実施するように工夫するべきである。わが国の支援は、主に長期専門家によるアドボカシー戦略立案への支援と、実際の活動への選択的資金援助ということが考えられる。
- (4) これ以外の点については、同じく競争法について関心をもっているスイス政府、及び有力なNGOとしてVCAと積極的に協働活動を展開しているCUTS International等のドナーやステークホルダーと、JICA側の情報共有を深めることが、今後の支援活動のより効率化を促進するものになるとみられる。

第5章 プロジェクトの概要

5 - 1 プロジェクトの基本計画

既述の背景理由から、次期プロジェクトの基本計画については次のようなものにするこゝで、ベトナム政府側と合意を得た。

案件名	競争法改正、施行能力強化支援プロジェクト Project for the Improvement of Legal Framework for Competition Law and Policy
相手国実施機関	商工省 競争庁 Vietnam Competition Authority, Ministry of Industry and Trade
協力期間	2012年7月～2016年6月（4年間）
上位目標	ベトナムにおいて、公正な市場競争が創出される。 指標： ・競争法・競争政策の専門家によって包括的に第三者評価される、執行活動の効果度合い及び処理された競争制限行為事件数等の活動度合い
プロジェクト目標	VCAの執行活動が効果的に実施される。 指標： 1. 競争制限行為事件の端緒処理件数、審査件数、決定件数 2. 不公正競争行為事件の端緒処理件数、審査件数、決定件数 3. 上記競争事件の違反者に課された課徴金額 4. 経済集中に係る事前レビューの実施件数
成 果	1. 競争法・競争政策を強化する内容の改正競争法及び下位法令草案が完成する。 2. VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される。 3. 競争法・競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、戦略的に促進・普及される。 指標： 1-1. プロジェクト・タスクフォース報告書の提言のうち、改正競争法と下位法令の草案に反映された項目の数・割合 1-2. 改正競争法及び下位法令の草案の完成 1-3. 改正競争法及び下位法令案についてステークホルダーからコメントを募るため、プロジェクトによって実施された会議・セミナーの数及びセミナーに参加したステークホルダーの数 2-1. 審査技術の向上のためにVCAの審査官にとって必要と判断されたすべてのモジュール（VCA内での定例講義や本邦研修、現地セミナーで行われる）のうち、新たに実施された研修モジュールの数・割合 2-2. 上記研修モジュールの受講者に実施する、学習度合いに係る自己評価アンケート調査の結果 3-1. 実施されたアドボカシー・セミナーの数及びセミナー参加者の数 3-2. 上記研修アドボカシー・セミナーの受講者に実施する、学習度合いに係る自己評価アンケート調査の結果

活 動	<p>1-1. 現行競争法と下位法令を分析して、改正競争法と下位法令において改善されるべき課題点について提言する。</p> <p>1-2. 改正競争法及び下位法令の草案を、VCA内部で助言を与えつつ、作成する。</p> <p>1-3. 会議・セミナー等の活動を以下の目的のために実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 改正競争法及び下位法令案の国会可決を円滑にする。 - 改正競争法及び下位法令案についてステークホルダーと議論し、法案に対するコメントを募る。 <p>2-1. 競争法と下位法令の改正・施行に伴って新たに必要とされるものも含めた審査知識と技術に係るニーズ分析を行い、VCAに必要とされる研修プログラムを策定する。</p> <p>2-2. 改正競争法と下位法令を実践するためにVCAに新たに必要とされるものも含めた審査に係るOJTを行い、審査技術を向上させる。</p> <p>2-3. VCA内での定例講義や本邦研修、現地セミナーを実施して、審査知識と技術の向上を図る。</p> <p>3-1. 効果的なアドボカシーのための戦略と手法に関して、地方の省レベルで必要とされるものと競争法と下位法令の改正・施行に伴って新たに必要とされるものの双方について、検討・協議する。</p> <p>3-2. アドボカシー活動のためのワーキング・グループを組織して、上記の戦略と手法に基づいてアドボカシー活動(セミナー、フォーラム、リーフレット等)を実施する。</p>
投 入	<p>日本側：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家 ・短期専門家(必要に応じて) ・本邦研修受入れ(年2回程度) ・在外事業強化費 ・機材供与(必要に応じて) <p>ベトナム側：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート配置 ・専門家の執務室の提供 ・VCA職員旅費
前提条件・外部条件	<p>事業実施のための前提条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が公正な競争の創出のため、競争政策に置いている高い優先順位や競争法改正への努力に変化がない。 <p>プロジェクト目標達成のための外部条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行活動のためにVCAに十分な予算と人員が配賦される。 ・VCAの独立性が維持される。 ・研修を受けたカウンターパートが離職しない。 <p>上位目標達成のための外部条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正な市場競争の創出に向けた中長期的な政治的コミットメント及び国民の支持が維持・強化される。
実施体制	<p>国内協力機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会 <p>現地実施体制：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトディレクター、プロジェクトマネジャー、テクニカル・カウンターパート

5 - 2 評価5項目による評価の結果

5 - 2 - 1 妥当性

以下の理由より、次期プロジェクトの妥当性は極めて高い。

- ・競争法の執行強化はベトナム政府の「国家社会経済開発計画（2006～2010）」の優先政策として8つ掲げられている「主要課題（main tasks）」の3つ目にある、「国際経済への統一の加速」に含まれるものであり、ベトナムの国家方針と整合性がある。「国家社会経済開発計画（2011～2015）」は今後中身が詰められていくものとみられるが、国際経済への統一は、継続して重要な点として挙げられている。
- ・わが国の「ベトナム国別援助計画（平成21年7月）」においては、わが国援助の4つの柱の1つとして「経済成長促進・国際競争力強化」を一番に掲げ、「ビジネス環境整備・民間セクター開発」を重要分野に指摘している。競争法は、ビジネス環境整備には欠かせない制度であり、次期プロジェクトとの整合性が非常に高い。
- ・また、2003年に合意されて以来継続している「日越共同イニシアティブ」や、2008年に合意された「日越経済パートナーシップ協定（EPA）」においても、ビジネス環境整備の改善は喫緊の課題として取り上げられており（第10章、102条）、両国関係の一層の進展に的確に応えるものである。

5 - 2 - 2 有効性

以下の理由より、次期プロジェクトの有効性は高いと見込まれる。

- ・次期プロジェクトの活動は、実際の活動開始後に具体化される点（立法に向けた支援活動、アドボカシー活動等）がある。それらの内容が適切に担保されることが高い有効性を確保する条件となるが、現在駐在中の長期専門家が当初1年間は現場に駐在見込みで、ベトナム側状況を深く認識しているため、高い質の内容が実現される見込みが十分にある。以上の状況から、PDMのロジックは具体的であり実現可能な範囲にあるため、有効性は高いと見込まれる。
- ・プロジェクト目標の達成の見込みとして、4年程度の期間により、次期プロジェクトの大きな柱であるVCAの改正法案の作成、トレーニングモジュールの作成、及びアドボカシー戦略の策定という、3つの重要な点について実現することが見込まれる。この3つの柱が実現することで、ベトナム競争法が高い有効性をもって実施されることができるようになる。
- ・次期プロジェクトの活動によって、PDM上で作成される改正法案が実際に国会を通過して施行されることになれば、現行法の課題を乗り越えることができ、極めて効果的な競争法となり、執行の有効性は飛躍的に高まると見込まれる。

5 - 2 - 3 効率性

以下の理由により、大きな予算の追加がない限り効率性は高程度と見込まれる。

- ・現状でのJICA側投入は、1名の長期専門家と必要に応じた短期専門家の投入であり、また適切な活動管理が行われることによって、プロジェクトの資金効率性は高いものが実現できる可能性がある。
- ・VCAが既の実施している活動を効果的に利用することで新たな予算支出を抑え、効果的な行動戦略を立案することにより、効率性の高いプロジェクトの実現が可能になる可能性がある。

5 - 2 - 4 インパクト

下記のとおり正のインパクトが見込まれる。

- ・次期プロジェクトの各活動によりVCAの能力が強化されれば、ベトナム政府の競争法執行能力も徐々に向上し、3～5年後には公平な投資環境が実現しているとの信頼性が一定程度高まる可能性が見込まれる。

5 - 2 - 5 持続性

以下の理由から自立発展性は一定程度あると見込まれる。

【組織・体制面】

- ・VCAの動機づけとコミットメントは高く、適切な指導と技術が提供されることで、組織的・体制的な自立発展性が高まることが見込まれる。ただし、法律の策定が遅れることで、法改正後のトレーニングに十分な時間が取れない場合に、自立発展性が限定的になる可能性はある。

【技術面】

- ・次期プロジェクトは、VCAの活動の基本となる競争法自体を含めた、組織的な能力全体の向上をめざしており、技術的に特定のものに依存していない。そのため、専門家が適切に判断して指導を行うことによって、組織的な自立発展性にとって最も効果的な方向性を実現できる可能性がある。

付 属 資 料

- 1 . 協 議 議 事 録 (ミ ニ ッ ツ)
- 2 . 評 価 グ リ ッ ド

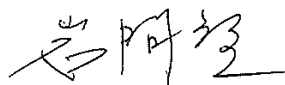
MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
THE VIETNAM COMPETITION AUTHORITY OF
THE MINISTRY OF INDUSTRY AND TRADE
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT
FOR
THE IMPROVEMENT OF LEGAL FRAMEWORK
FOR COMPETITION LAW AND POLICY

The Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) for the Project for the Improvement of Legal Framework for Competition Law and Policy (hereinafter referred to as “the new Project”) organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) and headed by Ms. Nozomi Iwama, visited the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “Vietnam”) from 6th May, 2012 to 19th May, 2012.

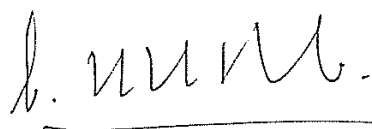
The Team had a series of meetings with the Vietnam Competition Authority of the Ministry of Industry and Trade (hereinafter referred to as “VCA”) for the purposes of agreeing on the results of the Terminal Evaluation Summary of the Project for Capacity Building for Enforcement of Competition Law and Implementation of Competition Policy (hereinafter referred to as “the ongoing Project”) and working out the details of the new Project, which includes the desirable measures to be taken by both sides for the successful implementation of the new Project.

As a result of the discussions, both sides reached a common understanding for matters referred to in the documents attached hereto.

Hanoi, 17th May, 2012



Ms. Nozomi Iwama
Leader,
Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



Mr. Bach Van Mung
Director General
Vietnam Competition Authority
Ministry of Industry and Trade
Socialist Republic of Vietnam

I. BACKGROUND

To adapt to a market-oriented economy, the Government of Vietnam (hereinafter referred to as “GOV”) has been promoting the development of economic laws since the *Doi Moi* Policy was adopted in 1986. As part of this effort, the Competition Law was enacted in 2004 and came into effect in July 2005, and Vietnam Competition Authority (VCA; formerly Vietnam Competition Administration Department or VCAD) was established as an enforcement agency of the Competition Law. Since VCA was a young organization, it had faced a series of challenges, which include the lack of experience, expertise, human resources, and budget. Also, in Vietnam, although deregulation efforts had been implemented, the state-owned enterprises were still acting main roles in the national economic landscape. Consequently, the concept of competition had not taken root, and the understanding of the Competition Law among businesses and consumers had remained rather limited.

Under those circumstances, the ongoing Project had been initially implemented at the request of the GOV for a period of September 2008 - June 2010, and accomplished many of its stated Outputs and Project Purpose. Yet the investigation and enforcement capacities expected for VCA had also risen as the development of its market economy accelerated during the same period. Therefore, to maintain and further gain the momentum, which had been created by the ongoing Project, the cooperation period was decided to be extended for additional two years until June 2012 with the aim of getting VCA’s enhanced enforcement capability to take firm root.

In his July 2011 address on the policies and strategies of the GOV, Prime Minister Nguyen Tan Dung gave high priority to competition law and policy in its strategy of economic growth, and emphasized the importance of strengthening economic institutions through the creation of fair market competition. In the meantime, the amendment of Competition Law is widely recognized as a key issue in Vietnam, where every new law is required to be reviewed after five years of its enactment. Indeed, preparatory tasks for amendment, which includes proposals on the introduction of a leniency program and others, have already been under way as part of the ongoing Project’s activities. Since changes in the Competition Law and its guidance legislation are also expected to produce new challenges for VCA’s investigation and enforcement activities, the GOV has requested the new technical cooperation with the Government of Japan for the effective implementation of enforcement activities at VCA.

II. TERMINAL EVALUATION SUMMARY OF THE ONGOING PROJECT

Both sides agreed upon the Terminal Evaluation Summary of the ongoing Project as attached in ANNEX I.

III. IMPLEMENTATION STRUCTURE OF THE NEW PROJECT

Both sides agreed upon the Implementation Structure of the new Project as attached in ANNEX II.

IV. PROJECT DESIGN MATRIX OF THE NEW PROJECT

Both sides agreed upon the Project Design Matrix (PDM) of the new Project as attached in ANNEX III.

V. PLAN OF OPERATIONS OF THE NEW PROJECT

Both sides agreed upon the Plan of Operations (PO) of the new Project as attached in ANNEX IV. The PO may be modified upon the approval of the Joint Coordinating Committee (JCC) within the framework of the Record of Discussions (R/D) when necessity arises in accordance with the progress of the new Project.

VI. RECORD OF DISCUSSIONS FOR THE NEW PROJECT

Both sides prepared the draft version of the Record of Discussions (R/D) for the new Project as attached in ANNEX V. The R/D is to be finalized and signed between JICA and VCA after the approval of JICA.

VII. MAIN POINTS DISCUSSED

Both sides agreed on the following points:

- VCA should make its best effort in submitting the amendment bill of Competition Law and the proposed bill of its guidance legislation to the first 2014 session of the National Assembly for the purpose of enacting both of them by the first half of 2015.
- VCA will craft and share it with JICA a comprehensive strategy for the smooth passage of the amendment bill of Competition Law by the National Assembly and approval of its guidance legislation by the GOV, for the purpose of scrutinizing necessary inputs for the Activity 1-3.

ANNEX I	Terminal Evaluation Summary of the Ongoing Project
ANNEX II	Implementation Structure of the New Project
ANNEX III	Project Design Matrix (PDM) of the New Project
ANNEX IV	Plan of Operations (PO) of the New Project
ANNEX V	Record of Discussions (R/D) for the New Project (Draft)



Terminal Evaluation Summary of the Ongoing Project (Draft)

1. Outline of Project	
Country : Vietnam	Project title : Project for Capacity Building for Enforcement of Competition Law and Implementation of Competition Policy
Sector : Governance	Cooperation scheme : Technical cooperation
Division in charge : Public Governance and Financial Management Division, Industrial Development and Public Policy Department	Cooperation amount : 1.2 billion yen
Duration of cooperation	September 24, 2008 – June 30, 2012 of which, July 1, 2010 – June 30, 2012 for an extended period
	Partner country's organization : Vietnam Competition Authority, Ministry of Industry and Trade
	Supporting organization in Japan : Japan Fair Trade Commission
Related cooperation :	
<p>1-1. Background of the Project</p> <p>To adapt to a market-oriented economy, the Government of Vietnam (hereinafter referred to as "GOV") has been promoting the development of economic laws since the <i>Doi Moi</i> Policy was adopted in 1986. As part of this effort, the Competition Law was enacted in 2004 and came into effect in July 2005, and Vietnam Competition Authority (VCA; formerly Vietnam Competition Administration Department or VCAD) was established as an enforcement agency of the Competition Law. Since VCA was a young organization, it had faced a series of challenges, which include the lack of experience, expertise, human resources, and budget. Also, in Vietnam, although deregulation efforts had been implemented, the state-owned enterprises were still acting main roles in the national economic landscape. Consequently, the concept of competition had not taken root, and the understanding of the Competition Law among businesses and consumers had remained rather limited.</p> <p>Under those circumstances, this Project had been initially implemented at the request of the GOV for a period of September 2008 – June 2010, and accomplished many of its stated Outputs and Project Purpose. Yet the investigation and enforcement capacities expected for VCA had also risen as the development of its market economy accelerated during the same period. Therefore, to maintain and further gain the momentum, which had been created by the Project, the cooperation period was decided to be extended for additional two years until June 2012 with the aim of getting VCA's enhanced enforcement capability to take firm root.</p>	
<p>1-2. Project Overview</p> <p>(1) Overall Goal</p> <p>Fair competition is promoted in the Vietnam market.</p> <p>(2) Project Purpose</p> <p>The operational framework of VCA is established for effective enforcement of Competition</p>	

Law and policy.

(3) Outputs

1. The function of investigation of VCA is enhanced.
2. The knowledge regarding Competition Law and policy is promoted and disseminated among governments, enterprises, consumers and academics.

(4) Inputs (for an extended period of July 1, 2010 – June 30, 2012 only)

- 1) Dispatch of a long-term expert
 - Competition Law and Policy: one person (2010.07.01 – 2012.06.30)
- 2) Dispatch of short-term experts
 - FY2010 (1st): Cartel and Abuse of Dominant Position: one person × five days (2010.10.31 – 11.04), Hanoi
 - FY2010 (2nd): Cartel and Abuse of Dominant Position: one person × five days (2011.03.14 – 03.19), Hanoi
 - FY2011 (1st): Cartel and Abuse of Dominant Position: one person × five days (2011.09.26 – 09.30), Hanoi
 - FY2011 (2nd): Cartel and Abuse of Dominant Position: one person × five days (2012.02.13 – 02.17), Hanoi
 - FY2011 (3rd): Knowledge regarding Competition Law and Policy: one person × four days (2012.03.21 – 03.24), Hanoi
- 3) Country-focused Training in Japan (“Competition Law and Policy in Japan”), etc.
 - FY2010 (1st): five persons × 19 days (2010.11.23 – 12.11), Tokyo
 - FY2011 (1st): five persons × 19 days (2011.05.15 – 06.02), Tokyo
 - FY2011 (2nd): five persons × 18 days (2011.11.06 – 11.23), Tokyo
 - ICN Cartel Workshop: two persons × five days (2010.10.04 – 10.08), Yokohama
- 4) Competition Advocacy Seminars, etc.
 - FY2010 (1st): Approximately 70 persons × one day (2010.11.15), Da Nang
 - FY2010 (2nd): Approximately 70 persons × one day (2010.12.03), Ho Chi Minh City
 - FY2010 (3rd): Approximately 70 persons × one day (2011.03.22), Ho Chi Minh City
 - FY2011 (1st): Approximately 80 persons × one day (2011.09.08), Gia Lai
 - FY2011 (2nd): Approximately 100 persons × one day (2011.09.15), Dong Thap
 - FY2011 (3rd): Approximately 80 persons × one day (2011.11.18), Da Nang
 - FY2011 (4th): Approximately 90 persons × one day (2011.12.06), Hanoi
 - FY2011 (5th): Approximately 80 persons × one day (2012.03.20), Dong Nai
 - FY2011 (6th): Approximately 70 persons × one day (2012.03.23), Hanoi (FY2011 (3rd) dispatch of a short-term expert)

- FY2011 (7th): Approximately 70 persons × one day (2012.03.27), Nghe An
- FY2012 (1st): Approximately 80 persons × one day (2012.05.04), Thanh Hoa
- Lecture at the Vietnam University of Commerce (“Competition Law and Policy in Japan”): Approximately 50 persons × one day (2011.12.07), Hanoi

- 5) Overseas Activities Cost
- Approximately ¥21million

2. Evaluation Results

(1) Relevance

The relevance of the extended period of this Project is very high because, as indicated below, it is consistent with both the needs of the Vietnamese side and the ODA policy of the Government of Japan (hereinafter referred to as “GOJ”).

In Vietnam, along with the progress of a market-oriented economy and deregulation, the more thorough enforcement of the Competition Law and policy has become recognized as essential. Consequently, the necessity for strengthening VCA’s organizational and personnel capabilities continues to be felt strongly both inside and outside the organization so as to catch up with the increasing demand for the sophisticated investigation and enforcement capacities of VCA. At the same time, the merit of market competition and the significance of competition policy are not yet understood among businesses and consumers appropriately. Thus, the importance of continuing to provide the advocacy activities, which have been conducted through this Project, also remains high.

In addition, the GOJ’s “Country Assistance Program for Viet Nam” (July, 2009) has made it clear that “Promotion of economic growth and strengthening of international competitiveness” is one of the four pillars of Japan’s assistance policy. And it also mentions that “the establishment and operation of economic systems for statistics, intellectual property rights, customs, tax administration and other aspects of the foundation of a market economy” is one of the priority areas of the pillar. In short, all those policies are strongly consistent with the Project that supports the development of a market-oriented economy by improving the competition authority’s operational framework for enforcement.

(2) Effectiveness

In the extended period, all the activities expected to be completed in the four priority areas have been carried out, and their outcomes have been accomplished by now. Those four priority areas, which were agreed upon at the time of the February 2012 Terminal Evaluation, are: (i) further capacity enhancement of VCA’s young staff, (ii) establishment of the training and human development system, (iii) dissemination of knowledge regarding the role of VCA among businesses and consumers, and (iv) utilization of the expertise of a long-term expert in preparation for the upcoming amendment of the Competition Law.

First of all, with regard to the capacity development of VCA staff, three country-focused trainings in Japan and five in-country training seminars on investigation were held in the last two years, and

they had received high marks from the training participants. In addition, lectures and advice given to young staff from the long-term expert regarding the theoretical background of competition law and Japanese case studies have significantly contributed to the development of staff's professional skills and knowledge. Furthermore, to help establish the training and human development system, training modules for young staff and freshmen were created jointly by the long-term expert and VCA staff in charge of training. All the above efforts are judged to have contributed to the Output of "The function of investigation of VCAD is enhanced," as indicated by increases in the number of cases on competition restriction and unfair competition (see Tables 1 and 2).

Table 1 Competition restriction cases (2006-2011)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Investigation	0	1	2	0	1	2
Decision	0	0	0	1	2	0

(Source : VCA Annual Report 2011)

Table 2 Unfair competition cases (2006-2011)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Investigation	0	4	12	14	28	36
Misleading instruction	0	1	1	0	1	0
Defamation against other business	0	1	0	4	1	2
Disturbing to other business	0	0	1	0	0	0
Advertising for unfair competition	0	0	0	5	20	33
Sales promotion for unfair competition	0	0	0	2	2	0
Illegal multi-level sales	0	2	10	3	4	1
Decision	0	2	11	15	24	31

(Source : VCA Annual Report 2011)

Secondly, with regard to awareness-raising activities on VCA's role in competition, more than ten advocacy seminars have been held in many parts of Vietnam over the last two years. Besides, the periodic publications of pamphlets on VCA and competition law have been supported by the Project throughout the extended period. All those advocacy-related activities are judged to have played a significant role in achieving the Output of "The knowledge regarding Competition Law and policy is promoted and disseminated among governments, enterprises, consumers and academics," as shown in the increase in the number of initiated cases (see Table 3). Equally importantly, technical transfer from the long-term expert to counterparts concerning the way of holding advocacy seminars has also been made.

Table 3 Initiated cases on competition-related acts (2006-2011)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Competition restriction acts	5	3	4	8	10	10
Unfair competition acts	7	13	14	59	66	88
Total	12	16	18	67	76	98

(Source : VCA Annual Report 2011)

Thirdly, in preparation for the amendment of the Competition Law, taskforces (in charge of (i) market definition / economic concentration & competition restriction agreement / abuse of dominant position, (ii) model of competition authorities / organizational structure, (iii) unfair competition acts) were established in August 2010, as part of the Project, for the purpose of compilation of a study report with recommendations on the amendment of Competition Law. And, from the outset, the long-term expert has been playing a key role in this process of drafting the report. Those amendment-related activities are not only expected to make significant contributions to the contents of the amended Competition Law but also have been contributing to the understanding of VCA staff as to how the requirements for a violation of Competition Law should be analyzed, as those activities have been serving as practical opportunities for OJTs.

In conclusion, the activities during the extended period have made significant contributions to the achievement of the Project Purpose through accomplishing the Outputs at higher levels both in terms of quality and quantity, and thus have further improved the effectiveness of the Project.

(3) Efficiency

The efficiency of the extended period of the Project is also high due to the reasons described below:

The activities during the extended period (July 1, 2010 – June 30, 2012) could take advantage of taking over the activities initiated in the previous period of September 24, 2008 – June 30, 2010 by successfully succeeding the foundation already in place. The long-term expert has also made great use of his previous experience in a similar project, and grasped and responded to the needs of the counterpart effectively to move the Project forward. The accumulation of experience on the part of the long-term expert has also resulted in the improved quality of the contents of those seminars and their efficient administration partly because in-country seminars on cartels and the abuse of dominant position, as well as competition advocacy seminars, have often focused on the same themes repeatedly.

The accumulation of VCA staff's experience in enforcement activities, particularly on unfair competition and competition restriction cases, is another significant factor that improved the outcomes of those trainings and seminars during the extended period. The enriched practical experience has enhanced the efficiency of the Project by having increased the marginal return of many project inputs.

There is hardly any input on equipment.

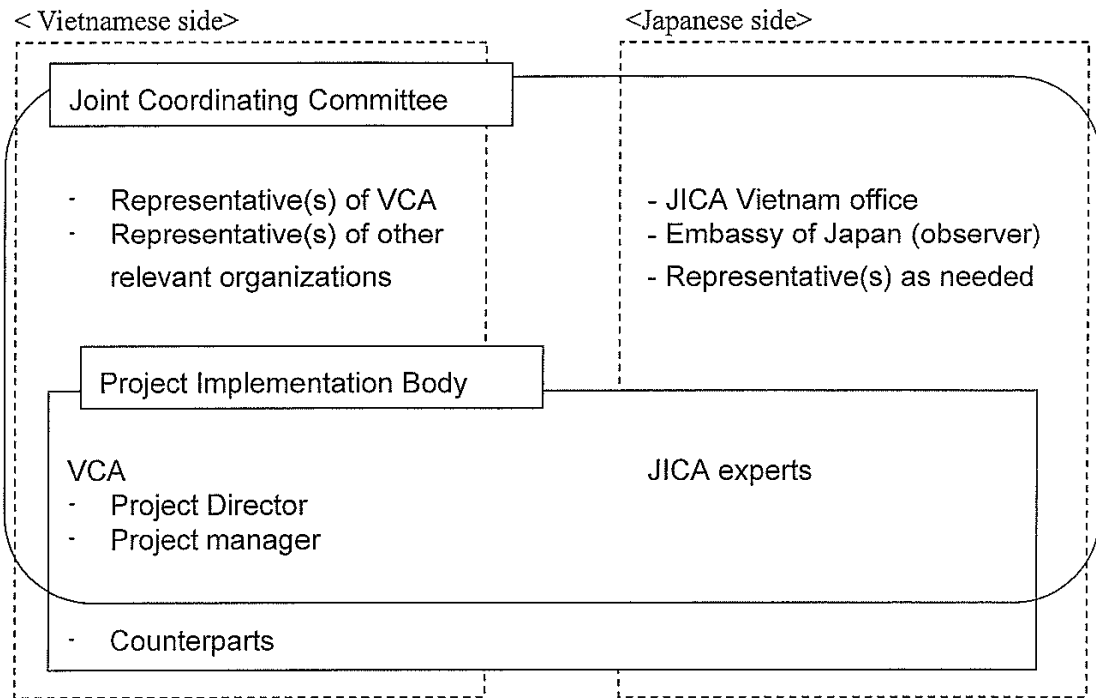
3. Special Notes (including recommendations and lessons learned)

- As shown in 2 (2) above, all the four priority areas expected to be tackled with at the start of the

extended period have mostly been accomplished, and a major progress toward the achievement of the Project Purpose has also been made. Since changes in the Competition Law and its guidance legislation are likely to produce new challenges for VCA's investigation and enforcement activities, the GOV had requested the new technical cooperation with the GOJ for the effective implementation of enforcement activities at VCA. Based on the request, the new "Project for the Improvement of Legal Framework for Competition Law and Policy" had been decided to be carried out for a period between July 2012 and June 2016.

- In a mid- or long-term, there is a possibility that the activities conducted during the extended period will have a large positive impact in Vietnam if all the knowledge and skills obtained in preparation for the amendment of the Competition Law under this Project would be used effectively in the new Project.
- VCA consists disproportionately of young staff members who have relatively limited professional experience as the organization has continued to grow in the extended period. To maintain the positive outcomes of the Project and further develop the capacity of VCA, it is highly recommended that VCA would build a self-sustained system for improving its investigation capability, which should center on the knowledge and skills of the sufficiently experienced staff, which have been acquired through the trainings, seminars, etc. of the Project.
- No full-fledged support has been provided for the methods of economic analysis and data collection in regard to economic concentration and abuse of market dominant position, although there was a request from VCA at the time of the extension. Thus, it is necessary to see whether there is a growing demand for technical cooperation in the field of economics, in addition to that of law, as VCA's capacity on investigation continues to develop.

Implementation Structure of the New Project (Tentative)



xe

Project Design Matrix of the New Project

Project Title: Project for the Improvement of Legal Framework for Competition Law and Policy

Target Group: Staff of Vietnam Competition Authority (VCA), Ministry of Trade and Industry, who are involved in Competition Law and policy

Target Area: Vietnam

Project Duration: July 2012 – June 2016

ANNEX III

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal</p> <p>Fair market competition is created in Vietnam.</p>	<p>1. Level of effectiveness of enforcement activities, as well as the level of activity such as the number of competition restriction cases handled, is comprehensively analyzed by independent experts on competition law and policy</p>		
<p>Project Purpose</p> <p>VCA's enforcement activities are effectively implemented.</p>	<p>1. Number of competition restriction cases initiated, investigated, and decided, respectively.</p> <p>2. Number of unfair competition cases initiated, investigated, and decided, respectively.</p> <p>3. Amount of fines imposed on the violators of the above competition cases.</p> <p>4. Number of economic concentration reviews carried out.</p>	<p>1. VCA internal reference</p> <p>2. VCA internal reference</p> <p>3. VCA internal reference</p> <p>4. VCA internal reference</p>	<p>– Mid- to long-term political commitment to the creation of fair market competition and public support to it are maintained and strengthened.</p>
<p>Outputs</p> <p>1. Drafted amendment bill of Competition Law and that of guidance legislation are completed in the direction that enhances the Competition Law and policy.</p> <p>2. VCA's capacity of investigation is strengthened to the level where it can apply amended Competition Law and its guidance legislation into investigative practices effectively.</p> <p>3. The knowledge of Competition Law and policy is strategically promoted and disseminated in all over Vietnam.</p>	<p>1-1. Number/Proportion of proposed items recommended in the Task Force report of the Project that are reflected in the drafted amendment bill of Competition Law and propose bill of guidance legislation.</p> <p>1-2. Completion of the draft of the amendment bill of Competition Law, as well as the propose bill of guidance legislation.</p> <p>1-3. Number of meetings and seminars organized by the Project to solicit comments from stakeholders on the draft of the amendment bill of Competition Law, as well as the number of the stakeholders who participated in the seminars.</p> <p>2-1. Number/Proportion of newly conducted training modules (regular internal lectures, training courses in Japan, and in-country</p>	<p>1-1 Project reference, Task Force report, VCA internal reference, drafted amendment bill of Competition Law and proposed guidance legislation</p> <p>1-2 Drafted amendment bill of Competition Law and that of guidance legislation</p> <p>1-3 Project reference</p> <p>2-1 Project reference</p> <p>2-2 Project reference and survey questionnaires</p> <p>3-1 Project reference</p> <p>3-2 Project reference</p>	<p>– Sufficient budget and personnel are allocated for VCA for its enforcement activities.</p> <p>– Independence of VCA is maintained.</p> <p>– Trained counterparts do not resign.</p>

ds

	<p>seminars in Vietnam) for VCA investigators out of all the (possible) modules that were judged necessary for the improvement of investigation skills.</p> <p>2-2. Results of self-evaluation surveys by the participants of the above training modules regarding how much they learned.</p> <p>3-1. Number of advocacy seminars conducted, as well as the number of participants in the seminars.</p> <p>3-2. Results of self-evaluation surveys by the participants of the above advocacy seminars regarding how much they learned.</p>	<p>and survey questionnaires</p>	
<p>Activities</p> <p>1-1. Analyze the current Competition Law and its guidance legislation and make recommendations on the issues to be reflected in the amended Competition Law and its guidance legislation.</p> <p>1-2. Draft the amendment bill of Competition Law and the proposed bill of guidance legislation through providing on-site advice.</p> <p>1-3. Organize meetings, seminars and other activities with purposes: -Smoothing the passage of amendment bill of Competition Law and the proposed bill of guidance legislation; -Discussing the amendment bill of Competition Law and the proposed bill of guidance legislation with stakeholders, and also inviting comments on the drafted bills from outside stakeholders.</p> <p>2-1. Formulate training program necessary for VCA by analyzing the needs for investigation knowledge and techniques, including that are to be in demand due to the amendment and enactment of the Competition Law and its guidance legislation.</p> <p>2-2. Upgrade investigation skills through providing OJT's for investigation including that are to be in demand for VCA to put the newly enacted and amended competition legislation into practices.</p> <p>2-3. Organize regular internal lectures, training courses in Japan, and in-country seminars in Vietnam for the enhancement of investigation knowledge and techniques.</p> <p>3-1. Review and discuss the strategy and methods of effective advocacy both at provincial level and that to become necessary due to the amendment and enactment of the Competition Law and its guidance legislation</p> <p>3-2. Organize working group(s) in charge of advocacy activities, and conduct advocacy</p>	<p>Input</p> <p><u>Vietnamese side</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Allocation of counterpart: <ul style="list-style-type: none"> - Project Director - Project Manager - Technical Counterpart - Office space for Japanese expert(s) - Travel fees for VCA staff and other necessary expenses <p><u>Japanese side</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Expert(s): <ul style="list-style-type: none"> - Long-term: Improvement of legal framework for Competition Law and policy - Short-term: when necessary - Equipment: as required - Trainings in Japan: about 2 times per year - Project expenses: necessary costs to implement the Project 	<p>Preconditions</p> <ul style="list-style-type: none"> - The government's high priority on competition policy for the creation of fair competition, which includes the effort to amend the Competition Law, does not change. 	

xe

pr

activities (e.g. seminars, forums, leaflets, etc.) based on the above strategy and methods.

21

hr

Plan of Operations of the New Project

ANNEX IV

Activities of the Project / Time Line	1st Year												2nd Year												3rd Year												4th Year											
	2012						2013						2014						2015						2016																							
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6												
1-1 Analyze the current Competition Law and its guidance legislation and make recommendations on the issues to be reflected in the amended Competition Law and its guidance legislation.	[Bar]																																															
1-2 Draft the amendment bill of Competition Law and the proposed bill of guidance legislation through providing on-site advice.	[Bar]						[Bar]																																									
1-3 Organize meetings, seminars and other activities with purposes: -Smoothing the passage of amendment bill of Competition Law and the proposed bill of guidance legislation; -Discussing the amendment bill of Competition Law and the proposed bill of guidance legislation with stakeholders, and also inviting comments on the drafted bills from outside stakeholders.	[Bar]						[Bar]																																									
2-1 Formulate training program necessary for VCA by analyzing the needs for investigation knowledge and techniques, including that are to be in demand due to the amendment and enactment of the Competition Law and its guidance legislation	[Bar]																																															
2-2 Upgrade investigation skills through providing OJTs for investigation including that are to be in demand for VCA to put the newly enacted and amended competition legislation into practices	[Bar]						[Bar]																																									
2-3 Organize regular internal lectures, training courses in Japan, and in-country seminars in Vietnam for the enhancement of investigation knowledge and techniques		☉		☐		☉		☐		☉		☐		☉		☐		☉		☐		☉		☐		☉		☐		☉		☐		☉		☐												
3-1 Review and discuss the strategy and methods of effective advocacy both at provincial level and that to become necessary due to the amendment and enactment of the Competition Law and its guidance legislation.	[Bar]																																															
3-2 Organize working group(s) in charge of advocacy activities, and conduct advocacy activities (e.g. seminars, forums, leaflets, etc.) based on the above strategy and methods	[Bar]						[Bar]																																									

- ☉ denotes dispatch of a short-term expert
- ☐ denotes a country-focused training in Japan

XN

Draft

RECORD OF DISCUSSIONS

ON

**PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF LEGAL FRAMEWORK
FOR COMPETITION LAW AND POLICY**

IN

THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

AGREED UPON BETWEEN

**THE VIETNAM COMPETITION AUTHORITY OF
THE MINISTRY OF INDUSTRY AND TRADE**

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Hanoi, (mm, dd), 2012

Mr./Ms. XX
Chief Representative
Vietnam Office
Japan International Cooperation Agency
Japan

Mr./Ms. XX
(TBD)
Vietnam Competition Authority
Ministry of Industry and Trade
Socialist Republic of Vietnam

Based on the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey on the Project for the Improvement of Legal Framework for Competition Law and Policy (hereinafter referred to as “the Project”) signed on May 17th, 2012 between the Vietnam Competition Authority of the Ministry of Industry and Trade (hereinafter referred to as “VCA”) and the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), JICA held a series of discussions with VCA and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

Both parties agreed the details of the Project and the main points discussed as described in the Appendix 1 and the Appendix 2 respectively.

Both parties also agreed that VCA, the counterpart to JICA, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project is sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “Vietnam”).

The Project will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on 20th October 1998 (hereinafter referred to as “the Agreement”) and the Note Verbales exchanged on [XXXX 2012] between the Government of Japan (hereinafter referred to as “GOJ”) and the Government of Vietnam (hereinafter referred to as “GOV”).

Appendix 1: Project Description
Appendix 2: Main Points Discussed

PROJECT DESCRIPTION

Both parties confirmed that there is basically no change in the Project Description agreed on in the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey on the Project signed on May 17th, 2012.

I. BACKGROUND

To adapt to a market-oriented economy, the GOV has been promoting the development of economic laws since the *Doi Moi* Policy was adopted in 1986. As part of this effort, the Competition Law was enacted in 2004 and came into effect in July 2005, and Vietnam Competition Authority (VCA; formerly Vietnam Competition Administration Department or VCAD) was established as an enforcement agency of the Competition Law. Since VCA was a young organization, it had faced a series of challenges, which include the lack of experience, expertise, human resources, and budget. Also, in Vietnam, although deregulation efforts had been implemented, the state-owned enterprises were still acting main roles in the national economic landscape. Consequently, the concept of competition had not taken root, and the understanding of the Competition Law among businesses and consumers had remained rather limited.

Under those circumstances, this Project had been initially implemented at the request of the GOV for a period of September 2008 – June 2010, and accomplished many of its stated Outputs and Project Purpose. Yet the investigation and enforcement capacities expected for VCA had also risen as the development of its market economy accelerated during the same period. Therefore, to maintain and further gain the momentum, which had been created by the Project, the cooperation period was decided to be extended for additional two years until June 2012 with the aim of getting VCA's enhanced enforcement capability to take firm root.

In his July 2011 address on the policies and strategies of the GOV, Prime Minister Nguyen Tan Dung gave high priority to competition law and policy in its strategy of economic growth, and emphasized the importance of strengthening economic institutions through the creation of fair market competition. In the meantime, the amendment of Competition Law is widely recognized as a key issue in Vietnam, where every new law is required to be reviewed after five years of its enactment. Indeed, preparatory tasks for amendment, which includes proposals on the introduction of a leniency program and others, have already been under way as part of the ongoing Project's activities. Since changes in the Competition Law and its guidance legislation are also expected to produce new challenges for VCA's investigation and enforcement activities, the GOV has requested the new technical cooperation with the GOJ for the effective implementation of enforcement activities at VCA.

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Project Design Matrix (PDM) (Annex I) and the Plan of Operation (PO) (Annex II).

te

1. Implementation Structure of the Project

The Implementation structure of the Project is given in the Annex III. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

(1) VCA

(a) Project Director: Director General of VCA will be responsible for overall administration and implementation of the Project.

(a) Project Manager: Head of the International Cooperation Board of VCA will be responsible for managerial and technical matters related to the Project.

(b) Relevant staff of VCA will be assigned, as a counterpart team, to be engaged in the daily activities of the Project.

(3) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to VCA on any matters pertaining to the implementation of the Project.

(4) Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held at least once a year and whenever deemed necessary. JCC will approve an annual work plan (and a modified PO when that takes place), review overall progress, conduct monitoring and evaluation of the Project, and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project. A list of proposed members of JCC is shown in the Annex IV.

2. Project Site(s) and Beneficiaries

(1) Project Site: Hanoi

(2) Beneficiaries: VCA staff who are involved in Competition Law and policy

3. Duration

The duration of the Project will be four (4) years from July 1st of 2012.

4. Reports

VCA and the JICA expert will jointly prepare the following reports in English.

(1) Progress Report on semiannual basis until the project completion

(2) Project Completion Report at the time of project completion

5. Environmental and Social Considerations

VCA agreed to abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations' in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of the Project.

III. UNDERTAKINGS OF VCA

1. In accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Governments of Japan and Vietnam, VCA will take necessary measures to:

72.

- (1) ensure that the technologies and knowledge acquired by the Vietnamese nationals as a result of Japanese technical cooperation contributes to the economic and social development of Vietnam, and that the knowledge and experience acquired by the personnel of Vietnam from technical training as well as the equipment provided by JICA will be utilized effectively in the implementation of the Project; and
- (2) grant privileges, exemptions and benefits to the JICA experts referred to in II-1 (3) above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families of third countries or international organizations performing similar missions in Vietnam.

Other privileges, exemptions and benefits will be provided in accordance with the Agreement.

IV. EVALUATION

JICA and VCA will jointly conduct the following evaluations and reviews:

1. Mid-term review at the middle of the cooperation term
2. Terminal evaluation during the last six (6) months of the cooperation term.

JICA will conduct the following evaluations and surveys to mainly verify sustainability and impact of the Project and acquire lessons. The VCA is required to provide necessary support to those activities.

1. Ex-post evaluation, in principle, three (3) years after the project completion
2. Follow-up surveys, if necessary

V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT

For the purpose of promoting support for the Project, VCA will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Vietnam.

VI. MUTUAL CONSULTATION

JICA and VCA will consult each other whenever any major issues arise in the course of Project implementation.

VII. AMENDMENTS

The record of discussions may be amended by the minutes of meetings between JICA and VCA.

The minutes of meetings will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the record of discussions.

Annex I Project Design Matrix (PDM)

λκ



Annex II	Plan of Operations (PO)
Annex III	Implementation Structure of the Project
Annex IV	A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee (JCC)

70

gn

Annex I Project Design Matrix (PDM)

PDM will be attached.

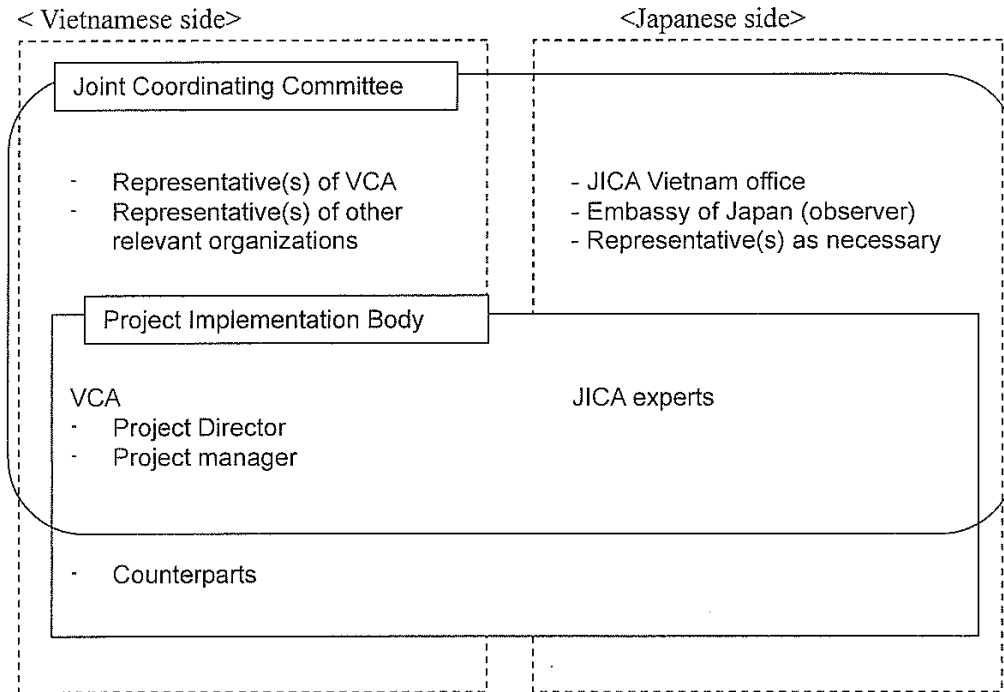
Annex II Plan of Operations (PO)

PO will be attached.

re

for

Annex III Implementation Structure of the Project



al

pl

Annex IV A List of Proposed Member of Joint Coordinating Committee (JCC)

1. Chairperson
Director General of VCA, Project Director
2. Members
 - (1) Vietnamese side:
 - 1) Project Manager
 - 2) Representative(s) of VCA
 - 3) Other personnel concerned with the Project decided by the Vietnamese side, if necessary
 - (2) Japanese side
 - 1) Project Expert(s)
 - 2) Representative(s) of JICA Vietnam Office
 - 3) Other personnel concerned and/or dispatched by JICA, if necessary
3. Observers
Official(s) of Embassy of Japan
Observers may attend as agreed upon by both VCA and JICA.

λc

h

MAIN POINTS DISCUSSED

Both sides agreed on the following points:

- VCA should make its best effort in submitting the amendment bill of Competition Law and the proposed bill of its guidance legislation to the first 2014 session of the National Assembly for the purpose of enacting both of them by the first half of 2015.
- VCA will craft and share it with JICA a comprehensive strategy for the smooth passage of the amendment bill of Competition Law by the National Assembly and approval of its guidance legislation by the GOV, for the purpose of scrutinizing necessary inputs for the Activity 1-3.

2

2

評価グリッド

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
計画の 組み立て	計画の内容	上位目標、プロジェクト目標、アウトプットの内容は明確か	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団、VCA関係者	・協議	<p>【上位目標】 「ベトナムにおいて、公正な市場競争が創出される」との上位目標について、VCA側の要請にもあり、今回調査団による調査においても有効な目標であるとして、維持することにVCA側と合意した。</p> <p>【プロジェクト目標】 本事業は、「VCAの執行活動が効果的に実施される」というプロジェクト目標を示しており、これは本事業がめざす上位目標の実現のために、どうしても必要なものであり、プロジェクト目標として適切なものといえる。</p> <p>【アウトプット】 ①「競争法・競争政策を強化する内容の改正競争法及び下位法令草案が完成する」は、VCAが更に効果的な執行活動を行ううえで、欠くべからざる重要な項目であり、将来的には法改正も実現する必要がある。実際の法案成立は国会の審議にかかっているため、法令草案の完成を目標としていることは、PDMとしては適切な対応といえる。 ②「VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される」が2つ目の成果であるが、非常に具体的に内容が示されており、VCAが効果的な執行を行ううえで不可欠な要素だといえる。 ③「競争法・競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、戦略的に促進・普及される」については、今後具体的な戦略が策定されて活動も決まってくるが、VCAが効果的な執行を行ううえで必要な成果であり、内容も明確。</p>
		上位目標、プロジェクト目標、アウトプットの指標はそれぞれの内容を的確にとらえているか	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団、VCA関係者	・協議	<p>【上位目標】 ・プロジェクト目標の達成によりめざされる上位目標である「競争法・競争政策の専門家によって包括的に第三者評価される、執行活動の効果度合い及び処理された競争制限行為事件数等の活動度合い」は、VCAが効果的な執行を実施できたことに基づいて実現される内容であり、適切な内容だといえる。第三者評価は質的な側面も含んでいると考えられるため、その点についての具体化は今後の課題。</p> <p>【プロジェクト目標】 本事業は、「1. 競争法・競争政策を強化する内容の改正競争法及び下位法令草案が完成する」「2. VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される」「3. 競争法・競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、戦略的に促進・普及される」という3つのプロジェクト目標の指標は、すべて上位目標を導くうえで重要な項目であり、適切な内容だと評価できる。</p> <p>【アウトプット】 ①競争法改正に係る指標は、VCAの報告書を法令草案がどれだけ反映されているか、法案の完成自体、また関係者へのセミナー実施数となっており、具体性及び内容的に適正である。 ②能力向上についての指標は、新たな研修が実施された数、また自己評価アンケートの結果となっており、具体性及び内容という観点から適正な指標といえる。 ③アドボカシーに関する指標は、アドボカシーセミナーの数や参加者数、セミナー参加者の自己評価の結果となっており、これも具体性及び内容的に適正な指標だといえる。</p>
		上位目標、プロジェクト目標、アウトプットの各指標の入手方法は客観性、再現性が確保されるか	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団、VCA関係者	・協議	<p>【上位目標指標】 定量的な指標はVCAの業務として提示するべきデータであり、上位目標の指標は十分客観性がある。また専門家による質的評価も、本事業実施期間中に外部専門家の評価方法についての実施方法について検討することで実現可能性はあるといえる。</p> <p>【プロジェクト目標指標】 基本的に、VCAの業務として提示するデータであるので、プロジェクト目標の指標は入手可能であり、客観的でありなおかつ再現性も高い。</p> <p>【アウトプット指標】 アウトプット指標についても、プロジェクト目標指標同様、VCAの業務として提示するデータであるので、プロジェクト目標の指標は入手可能であり、客観的でありなおかつ再現性も高い。</p>

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
因果関係		T/Gは明確かつ適切に設定されているか	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	T/Gは基本的にVCA職員であり、法改正及びアドボカシーでVCA以外の関係者が対象となるものの、それはVCAがそれらに対して働きかけを行えるようになることをプロジェクトとして支援する意味であるので、あくまでプロジェクトのT/GはVCAであり明確。
		上位目標レベルの受益者は明確か	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	上位目標では、「ベトナムにおいて、公正な市場競争が創出される」と示しており、ベトナム全体にとって利益が得られることが示されている。
		活動計画内容は適切か	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	計画段階では、アドボカシー活動の詳細まで見通すことはできないものの、その他の活動は非常に具体的に活動項目が示されているので、現状において十分適切な活動内容といえる。
	活動→アウトプット→プロジェクト目標→上位目標は、それぞれ手段→目的の関係になっているか		協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	【活動→アウトプット】 1)競争法の改正支援：現在までの先行プロジェクトでの支援内容から、既に競争法の改正案についての提示は行える状況になっている。 2)VCAの能力強化：VCAへの予算配置等が大きく悪化しない限り、先行プロジェクトから継続する支援を継続して促進することで、アウトプットの実現が可能。 3)アドボカシーの促進：具体的内容は今後詰められることになるが、目的は明確であるため、指標が適切な関係性を担保しているといえる。 【アウトプット→プロ目】 「1. 競争法・競争政策を強化する内容の改正競争法及び下位法令草案が完成する」「2. VCAの審査能力が、改正競争法と下位法令を審査業務に効果的に取り込むことができるレベルにまで、強化される」「3. 競争法・競争政策に係る知識が、ベトナム全国において、戦略的に促進・普及される」は、それぞれVCAの執行活動が効果的に実施されるうえで不可欠な活動であり、妥当な内容。 【プロ目→上位目標】 VCAの執行活動が効果的に実施されるようになり、はじめてベトナムにおいて、公正な市場競争が創出されるという関係は明確であり、妥当な内容。
		アウトプットを産出するための外部条件は適切に設定されているか(活動→外部条件→アウトプットの論理は正しいか)	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	現在のPDMでは、アウトプットを産出するための外部条件は規定されていない。法改正案についてはVCAで自力作成可能であり、能力構築も先行プロジェクトの経験から十分可能であり、アドボカシー活動についてもVCAの経験上十分に実施できると考えられるため。
		プロジェクト目標を達成するための外部条件は適切に設定されているか(アウトプット→外部条件→プロジェクト目標の論理は正しいか)	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	プロジェクト目標についての外部条件(執行活動のためにVCAに十分な予算と人員が配賦される、VCAの独立性が維持される、研修を受けたカウンターパートが離職しない)が適切に示されており、アウトプット→外部条件→プロジェクト目標の論理は適切。
		上位目標を達成するための外部条件は適切に設定されているか(プロジェクト目標→外部条件→上位目標の論理は正しいか)	協議結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・協議	本事業は、ベトナム政府のハイレベルでの政治的コミットメントに強く依存している側面があり、それが、上位目標の外部条件(公正な市場競争の創出に向けた中長期的な政治的コミットメント及び国民の支持が維持・強化される)に示されている。
	本プロジェクトを実施するにあたり必要な前提条件は明確か	協議結果	・VCA関係者 ・調査団	・インタビュー ・協議	本事業を行うにあたり、「政府が公正な競争の創出のため、競争政策に置いている高い優先順位や競争法改正への努力に変化がない」ということが前提となり、明確に示されている。	

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
実施プロセス	実施体制	プロジェクトマネジメント体制(モニタリングの仕組み、組織内の意思決定過程に問題はないか)	プロジェクトに係る意思決定者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・協議 ・インタビュー ・質問票	プロジェクト自体は、VCA単体による活動であるので、マネジメントには問題ないと考えられる。
		VCA関係者のプロジェクトに対する認識は高いか	VCA関係者のプロジェクト理解度	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	VCA内ではJICAプロジェクトは主要なドナー支援であり、NOIP関係者の認識は非常に高いと考えられる。
		C/Pは計画どおり配置されるか	VCAの人員配置計画	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	JICA専門家のC/Pは、VCA国際協力課課長であり、調査ミッションへも非常に積極的に対応していた。先行プロジェクトにおいてJICA長期専門家とも良好な関係を保持しており、本事業でも計画どおり配置されると考えられる。
		VCAの体制に問題はないか(VCAのどの部署が主管? C/Pの人数、位置づけ、職位、能力及び配属先、プロジェクトにコミットされる時間など)	VCA各局の職員数、体制	・プロジェクト資料 ・VCA関係者 ・調査団	・資料レビュー ・インタビュー ・質問票	先行プロジェクトにおいて、JICA長期専門家とVCAは適切な関係でプロジェクト運営を行っており、引き続きVCA側は適切に必要なリソースをコミットするよう最大限努力することが期待される。
		VCA内で実施中の他プロジェクトとの調整体制に問題はないか	他プロジェクトの担当者及び活動実施者の重複の程度、調整体制の有無	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議 ・質問票	JICA以外の他ドナーからの支援ではスイスからの支援が比較的大きなものとなる予定であるため、大きな調整をVCAが行う必要があることは考えにくい。一方で、VCA側が意識的に異なるドナーからの支援を調整する余裕は十分にあるわけではないとみられることから、JICA側によるドナー間の調整は一定程度は必要になるものとみられる。
		直接のC/P以外ほどの程度だれを巻き込めるか	関係者の意見	・プロジェクト資料 ・VCA関係者 ・調査団	・資料レビュー ・インタビュー ・協議 ・質問票	法改正に関しては、多くの関係機関との連携が必要であり、VCAとしては法改正を急ぎに書いた他の政府機関との対応が必要になる。
	投入	活動を計画どおりに行うための投入(人的・金銭的)が保証されているか	M/Mでの投入に係る記述、VCAにおけるプロジェクト実施時の人員配置の仕組み	・M/M ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー ・協議	ベトナム政府の予算配置は、これまでと比較すると十分でない側面があるとみられる。したがって、大きな金額の予算措置が必要となるような活動は行えない可能性がある。一方で、人件費を含めた経常的な予算はそれなりに措置されているように見受けられるので、投入が突然不足して人員が居なくなるような事態は想定されない。
	参加	C/P及び関係するVCA職員・関係者のプロジェクト参加へのインセンティブはあるか	VCAのインセンティブ・評価制度の内容、技術移転に関する参加意欲者の関心度	・VCA関係者	・インタビュー ・質問票	政府及び共産党中央政治局のレベルで、競争法の充実について一定の理解と支援があるように見受けられるため、行政機関であるVCAにはその期待に応える必要があるとする十分なインセンティブはあると考えられる。当然ながら、他の火急の課題によって一時的に競争法の課題への取り組みが弱まる可能性はあるが、あくまで一時的なものにとどまると考えられる。
	その他	その他、プロジェクトの実施過程で生じる可能性のある問題は何か。その原因は何か	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・質問票	現在のところは特に見当たらない。

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
妥当性	ニーズとの整合性	プロジェクトは要請書で示されたニーズ(競争法改正、競争法関連人材の知識が向上する、人々へ競争法知識が普及する等)を反映しているか	VCAニーズ分析結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	本事業がアウトプットとして予定している3点は、VCA側の要請書の内容を基礎にして、VCAとの協議の結果得られた内容であり、要請書のニーズはカバーしている内容となっている。
		プロジェクト目標はT/Gのニーズに合致しているか	VCA各局等T/Gの分析結果	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	競争法の改正に向けた支援、能力向上支援、アドボカシーの向上は、VCAの要請でもあり、日本側としてもベトナム競争法の拡充にとって重要な内容だと考えられるものであり、本事業のプロジェクト目標はVCA側のニーズと合致している。
		日本企業の要望に対し改善が図られる内容か	日系企業のニーズ分析結果	・JETRO/ハノイ事務所 ・ベトナム野村證券	・資料レビュー ・インタビュー ・質問票	改正される方向性の改正競争法は、日系企業の今後のベトナム投資の拡大においても、十分に側面支援する内容になる。
	民間セクター振興における必要性	本プロジェクトはベトナムの投資環境整備へ貢献するか	各種資料にある競争法の課題、必要性に係る記述	・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー	短期的には難しいが、上位目標が実現されて、ベトナムの公正な競争市場の実現が促進されることで、その成果としての投資環境整備に貢献することは間違いなく、上位目標達成以降に期待される成果のひとつと考えられる。
	ベトナム政策との整合性	中期国家開発計画とプロジェクトの整合性はあるか	国家5カ年計画における競争法の位置づけ	National Social and Economic Development Plan ・外務省HP ・世銀PRSC関連資料	・資料レビュー ・インタビュー	ベトナム政府の「国家社会経済開発計画(2006-2010)」の優先政策として8つ掲げられている「主要課題(main tasks)」の3つ目にある「国際経済への統一の加速」に含まれるものであり、ベトナムの国家方針と整合性がある。「国家社会経済開発計画(2011-2015)」は今後中身が詰められていくものとみられるが、国際経済への統一は、継続して重要な点として挙げられている。
	日本の政策・計画との整合性	日本の援助政策とプロジェクトの整合性はあるか	国別援助計画におけるベトナムの競争法分野支援の位置づけ	・国別援助計画	・資料レビュー	わが国の「ベトナム国別援助計画(平成21年7月)」においては、わが国援助の4つの柱の1つとして「経済成長促進・国際競争力強化」を一番に掲げ、「ビジネス環境整備・民間セクター開発」を重要分野に指摘している。知的財産権は、ビジネス環境整備には欠かせない制度であり、本プロジェクトとの整合性が非常に高い。
		JICAの国別事業展開計画や先行プロジェクト等とプロジェクトの整合性はあるか	・JICA国別事業展開計画におけるベトナムの競争法分野支援の位置づけ ・提言内容	・JICA国別事業展開計画 ・調査団 ・フェーズ1プロジェクト終了時評価報告書	・資料レビュー ・インタビュー	本事業は、JICAがベトナムに支援してきている法整備支援の一環として考えられ、JICA支援との整合性がある。また、JICAによる先行プロジェクト(能力構築支援)との関係性・連続性もあり、整合性が高い。
	手段の適切性	プロジェクトのアプローチは適切な選択か	関係者の意見	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー ・協議	本事業は、行政機関の能力構築であり、競争法の適正化支援、能力構築の持続性、アドボカシーの戦略化をVCAが身に付けるアプローチを採用しており、現状のVCAの能力を踏まえて適切であると考えられる。
		ベトナムで実施するJICAの他プロジェクトとの連携はあるか? あるいはどのような効果を期待するか	民間セクター支援(貿易投資環境整備)プログラム関連情報	・調査団 ・JICA事業展開計画	・資料レビュー ・インタビュー	先行プロジェクトでは、消費者保護に関してVCAへのJICA支援が行われたが、本事業においてはJICAの他プロジェクトとの連携は予定されていない。
		T/Gの選定は適切か	プロジェクトの枠組み、ニーズに比したT/Gの属性、人数の適正	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー ・協議	VCAからの要請書においても、VCAがT/Gであり、調査団による調査においてもこの点についての修正の必要は見いだされなかった。アドボカシーに関して受益者は広がるが、現在のベトナム経済において必要とする範囲(大都市と地方都市の主な企業)に限定されており、適切な範囲だと考えられる。
		T/G以外に成果が波及する可能性があるか	関係者の意見	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	競争法自体が特殊な分野であることから、本事業が念頭に置いているT/Gを大幅に超えて成果が波及するとは考えられない。
		波及する可能性がある場合、どの機関を通じ、どのように波及することが予想されるか	関係者の意見	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	上記より、特になし。
		技術協力はプロジェクトの内容、VCAのニーズ、日本のリソースに照らし適切なスキームか	関係者の意見	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	能力構築をめざすうえでは、技術協力が最も適しているといえる。
		スイスによる協力プログラムとのデマケ、協調の可能性は	関係者の意見	・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	スイスによる支援事業は現在のところまだ内容が明確になっていないため、デマケ等は行われていないが、スイス側はJICA側との調整には積極的。

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
日本の比較優位		日本の競争法分野の技術には比較優位があるか	・関係者意見 ・競争法分野の援助実績	・プロジェクト資料 ・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	わが国の競争法分野での行政活動は、アジア地域では経験豊富だといえ、他の先進国との交流状況も適切に重ねていることから、技術面で十分に比較優位があるといえる。
		競争法分野に関し、日本の支援経験は豊富か	日本の競争法支援実績	・調査団 ・類似案件評価報告書 ・JICA、本邦公取委HP	・資料レビュー ・インタビュー	わが国の競争法分野での途上国支援は、ベトナム以外には、インドネシアへの支援実績がある。一方、競争法分野で他のドナー機関やドナー諸国はわが国と同様のレベルでの支援をした経験はあまりなく、JICAによる支援は他の機関に比較して本格的といえる。日本のように被援助国の状況にカスタマイズされた支援を行っているドナーは少なく、わが国の競争法支援には比較優位があると考えられる。
		日本側専門家の確保、研修生受入れの可能性は十分か	競争法分野に係る専門家需給状況	・調査団 ・JICA、本邦公取委HP	・資料レビュー ・インタビュー	これまでも公正取引委員会でVCAからの研修生を受け入れており、今後も研修生を受け入れていく可能性があると考えられる。
	その他	プロジェクト終了以降、ベ国の競争法分野に係る政策に大きな変化が生じないか	今後の競争法関連立法の予定	・VCA関係者 ・調査団	・資料レビュー ・インタビュー	少なくとも、ベトナムが今後も外資及び外需を、自国経済成長にとっての重要な要因であると認識している限り、現在の政策が大きく変更されることはないと考えられる。

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
有効性	プロジェクト目標の内容	プロジェクト目標は明確に記述されているか	インタビュー対象者の目標の理解度、関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	「VCAの執行活動が効果的に実施される」というプロジェクト目標は、その指標が具体的な目標内容を示しており、それを併せて読み込むことによりプロジェクト目標は明確に記述されているといえる。
		プロジェクト目標は期間内に達成可能なものか	ベースラインデータとプロジェクト終了時の予測指標数値	・プロジェクト資料	・資料レビュー ・インタビュー ・協議	PDMに示されている活動内容は、4年間のプロジェクト実施期間の中で十分達成可能なものと考えられる。
		ベースラインデータを取ることは可能か	インタビュー対象者の目標の理解度、関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	本プロジェクトの指標は、具体的な指標であり、またVCAの日常活動の中で収集されているデータであるので、適切に取る事が可能。
		指標及び目標値はベースラインデータに照らし妥当か	インタビュー対象者の目標の理解度、関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	JICA長期専門家が適切にVCAに対する技術指導をしており、先行プロジェクトが実現した現状のVCAの能力に照らして、妥当な目標値だと考えられる。
		指標入手手段のコストは妥当か	インタビュー対象者の入手手段の理解度、関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	プロジェクト活動の一部として十分吸収可能な内容と考えられる。
		指標入手手段は再現性があるか	インタビュー対象者の入手手段の理解度、関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	活動内容について明確な記録を残すことによって、再現性を担保することは可能。
		プロジェクト目標を阻害する要因はあるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	外部要因に記した事「執行活動のためにVCAに十分な予算と人員が配属される」「VCAの独立性が維持される」「研修を受けたカウンターパートが離職しない」のみとみられる。
		その阻害要因に対しては、プロジェクトでどのように対応するか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	ベトナム国内全体への啓発・アドボカシーは継続する必要があるものの、外部条件であるためプロジェクトとしてはコントロールできないものである。
	因果関係	プロジェクト目標を達成するために十分なアウトプットが計画されているか	プロジェクト目標とアウトプットの因果関係に係る関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	アウトプット1～3が実現されれば、プロジェクト目標が実現されると調査ミッション側とVCA側で合意した。
		プロジェクト目標はアウトプットによって引き起こされる見込みか	ロジック、他プロジェクトや支援の影響予測	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	「VCAの執行活動が効果的に実施される」というプロジェクト目標は、競争法の適切な改正への支援、能力強化への支援、そしてアドボカシーへの支援を通じて実現されるものと、VCA側で合意した。
		アウトプットからプロジェクト目標達成に至るまでの外部条件は適切に設置されているか	外部条件に係る関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	現在、公正な市場競争の充実は、ベトナムの国家政策の中で重要性を与えられており、国際経済市場との統合という基本政策が失われない限り、現在の外部条件は適切であると考えられる。また、その基本政策が中・長期的に変更されるとは考えられない。
		外部条件が満たされる可能性は高いか	アドミの業務効率化に関する意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	上記のように、ベトナム政府の基本政策が変更になる可能性は低く、PDMに記載した外部条件が満たされる可能性は高い。
		外部条件に変更が生じる場合、プロジェクトとしてどのように対応すべきか	外部条件に係る関係者の意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	現在のところ、この点について対応を考慮する段階ではないが、ベトナムのJICA現地事務所及び常駐の長期専門家により適切な対応が取れる可能性が高い。
		アウトプットはそれぞれ達成可能か	各アウトプットの達成に必要な活動の実現性、外部条件・前提条件の満たされる可能性	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	前提条件及び外部条件が満たされれば、長期専門家の指導の下で活動1-3の成果が実現される可能性は高い。

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
効率性	アウトプットの内容	アウトプット指標は内容、達成期限、達成数値を適切に示しているか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	内容は具体的に示しており、また達成時期は各事項の戦略立案に従いPOの具体化・詳細化が今後示されるので、PDMのアウトプット指標は適切だといえる。
		日本側の投入は成果を達成するために効率的に利用されるか(質、量、タイミング)	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	基本的に専門家によるアドバイスが主であるため、長期専門家が適切に配置されれば効率的に活動は行われる。
		ベ側の投入が成果を達成するために効率的に利用されるか(質、量、タイミング)	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	ベトナム側の投入は、日常活動における投入がほとんどであり、通常業務が多忙になることでベトナム側の投入が効率的に行われず可能性はあるが、次期プロジェクトの計画・戦略立案をJICA長期専門家とVCA側が行うことで、必要な活動を確保できる可能性がある。
		アウトプット指標の入手手段は再現性はあるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	指標は、プロジェクトの記録を適切にとることで指標の信頼性は担保可能。
		アウトプット達成を阻害する要因はあるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	アウトプットの外部条件として挙げているが、現状では外部条件以外にアウトプット達成を阻害するものは想定されない。
		阻害要因がある場合、プロジェクトとしてどのような対処をするか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	外部条件については、コントロール不可である。
	因果関係	アウトプットを産出するために十分な活動が計画されているか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	先行プロジェクトの活動内容の継承が多くあるので、活動内容についての具体性は十分担保されている。一方、アドボカシー活動については、本事業開始時において全体的な戦略を立案することから、その活動内容については評価不能。
		アウトプットを産出するために過不足ない量と質の投入が計画されているか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者 ・特許庁	・インタビュー ・協議	予想されている活動の種類は、トレーニング等の活動であるので、現段階では特段に巨額の予算等の投入を必要とする活動になるとは考えられていない。一方、アドボカシー活動については、今後の戦略立案次第であり、現段階では評価不能。
		活動からアウトプットへの外部条件は適切に設置されているか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	アウトプット実現にかかわる外部条件は、適切に示されている。
		外部条件によるアウトプット達成への阻害要因はないか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	ベトナム側の国家政策が変更しないう限り、阻害要因が発生するとは考えられない。
	コストの妥当性	総投入コストはプロジェクト目標に照らし妥当か	類似案件の投入実績	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	現状では、アドボカシー活動以外については想定される活動の費用について適切なレベルと考えられる。アドボカシー活動の部分については詳細活動が明らかになっていないので、この部分については現段階では評価不可。
		長期・短期専門家のMMIはプロジェクト目標達成に照らし必要かつ十分か	関係者意見	・VCA関係者 ・調査団	・資料レビュー ・インタビュー	アドボカシー活動以外の部分は、これまでの先行プロジェクトの経験があるために、適切な投入が可能である。アドボカシー活動の部分については、今後の戦略立案次第であるため、現段階では評価不可。
		プロジェクト目標に必要な不可欠な研修、セミナーの内容、回数か	関係者意見	・VCA関係者 ・調査団	・インタビュー ・協議	これも、詳細計画次第であるが、指標を実現するためには、当然、プロジェクト目標に必要な不可欠な研修やセミナーを企画することになる。
		日本で研修を実施する場合、協力体制は確保できるか	関係者意見	・調査団 ・公取委	・インタビュー ・協議	これまで既に公正取引委員会による研修受入れが継続しており、日本側での協力体制はある。
		日本以外での研修・セミナー実施の可能性はないか	関係者意見	・VCA関係者 ・調査団	・インタビュー ・協議	可能性はあるが、現在のところ検討はしていない。
		プロジェクトの活動で指導の対象となる審査官の数はコストに対して適当か	関係者意見	・VCA関係者 ・調査団	・インタビュー ・協議	新入職員の研修に加え、中級・上級の研修も今後検討されることになり、大きなコストの追加が必要なく研修が実施可能であり、適切なコストだといえる。
	投入の質・タイミング	専門家分野、人数、各人月、派遣時期は適切か	技術移転内容、人数、人月、派遣予定時期	・VCA関係者 ・調査団	・協議	長期専門家の投入は、シームレスに先行プロジェクトの長期専門家が常駐するため、適切な派遣だといえる。それ以外の短期専門家の派遣はまだ詳細計画が不明であり、評価不可。
		供与機材の有無、種類、量、設置時期は適切か	供与予定機材の種類と頻度	・VCA関係者 ・調査団	・協議	現在のところ機材供与の計画はない。
		研修員受入分野、人数、研修内容、受入時期、研修期間は適切か	技術移転内容と実施予定の研修カリキュラム	・VCA関係者 ・調査団	・協議	先行プロジェクトの経験を基に本事業の研修計画が立案されることになり、その経験を踏襲する限りにおいては適切な研修が行われると評価できる。
		プロジェクトオフィスの設置の有無、質、サイズ、利便性に問題はありますか	提供されるプロジェクトオフィスの施設詳細	・VCA関係者 ・調査団	・協議	先行プロジェクトの状況は、十分適切であると判断されること、本事業もその内容を踏襲することになっており、適切な内容とみられる。
他事業との重複の回避	VCAの他事業の活動や投入との重複はないか	関係者意見	・VCA関係者 ・調査団 ・スイス政府 ・CUTS International	・資料レビュー ・インタビュー	スイス政府がVCA支援を計画しているが、JICAとスイス側のコンタクトは十分に確保されており、活動の重複は避けられるものとみられる。	
他事業の教訓の活用	VCAに対する他のJICAによる支援の教訓が生かされるか	・報告書の教訓内容 ・関係者意見	・VCA関係者 ・調査団 ・フェーズ1プロジェクト報告書	・資料レビュー ・インタビュー	先行プロジェクトで派遣されていた長期専門家がシームレスに本事業にも派遣されるため、支援の教訓は十分に生かされる体制になっている。	
	他国におけるJICAの類似プロジェクトの教訓は生かされるか	・報告書の教訓内容 ・関係者意見	・VCA関係者 ・調査団	・資料レビュー ・インタビュー	本事業の当初に派遣予定の長期専門家は、JICAによるインドネシアでの類似事例を実施した専門家であり、今回のベトナムでの競争法案件に向けて十分にJICAの類似プロジェクトの教訓を生かすことができる状況にある。	

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
インパクト	上位目標の内容	上位目標はプロジェクト終了後3～5年後に達成可能なものか	ベースラインデータとプロジェクト終了後3～5年後の予測指標数値	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	プロジェクト目標である「VCAの執行活動が効果的に実施される」が達成されれば、3～5年後には「ベトナムにおいて、公正な市場競争が創出される」は達成可能であるとの認識を日・ベ双方が確認した。
		上位目標の指標は目標の内容を的確にとらえているか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	VCAの能力が向上したことを具体的に評価するには、一つは専門家による評価と、もう一つの要素としての具体的な執行活動の効果度合い及び処理された競争制限行為事件数等の活動度合いを指標として挙げており、これらは評価指標として具体的でありかつ実施可能なものなので、上位目標の指標は妥当だといえる。また、目標の内容は、「公正な市場競争が創出されること」であり、この実現度合いを測るためには、競争当局の執行能力の高さを測ることであり、現在の指標がその能力を測るうえで適切であると考えられ、目標の内容を的確にとらえているといえる。
		指標及び目標値はベースラインデータに照らして適当か	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	現在、専門家による評価以外は定量的データが存在しており、過去のベースラインデータとの比較が可能である。専門家による評価は、先行プロジェクトの実施期間中の適切な時期にJICA長期専門家による報告書が示されており、質的な側面でそれら報告書の内容と次期プロジェクトで得られるデータを比較することが可能である。一方、プロジェクト以外の第三者に対する説明として、非専門家にも説明可能な簡易な評価基準は検討してもよいと考えられるところ、例えば5段階到達度で何段階目なのか等の表現方法について、その中身の質的な側面を考慮しつつ検討することが望まれる。
		指標は事後に検証可能なものか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	定量的データと、専門家による評価も十分な内容の資料が存在していることから、事後の検証は十分可能と考えられる。
		指標入手のコストは妥当か	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	定量的データは既存のVCAによる日常活動に定着しており特別のコストは発生しない。また専門家による評価は、JICA長期専門家が派遣されている間は、その活動の一環となるために、同じく特別のコストは発生しない。
		指標入手手段に再現性はあるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	既存の定量的データ及び専門家による評価も、既に存在する各種情報に基づいているので、指標入手手段の再現性は確保されている。
		因果関係	上位目標はプロジェクトの効果として発現が見込まれるものか	上位目標とプロジェクト目標との因果関係に係る関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議
	上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか		関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	上記のように、公正な市場競争の創出は、健全で適切な執行力をもつ競争当局の存在によって実現可能となるものであり、上位目標とプロジェクト目標は乖離しているものではない。
	プロジェクト目標から上位目標に至るまでの外部条件は、適切に設置されているか。外部条件が満たされる可能性は高いか		関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	現状のベトナムにおいては、外資の積極導入と外需の積極利用は重要な国家戦略であり、この方向性が短期間に変更されることはないと考えられるところ、外部条件が満たされる可能性は高い。
	上位目標達成への阻害要因	政策、制度面での阻害要因があるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・資料レビュー ・インタビュー	現在のところ、制度面での阻害要因はないと考えられる。
		予算、財政面での阻害要因があるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	予算的な厳しさはベトナム側にあるものの、プロジェクト遂行不可能な事態に陥るほど優先順位が下がることはないと考えられる。
		VCAの組織的な点から貢献、阻害要因があるか	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	VCAは本事業に対して非常に積極的であり、またJICAはVCAにとって数少ない大口ドナーのひとつであり、VCAによる本事業への組織的なコミットメントは強い。
	波及効果	政策の策定と法律・制度・基準などの制度への影響	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	今後も知的財産権はベトナムにおいて継続的に重要な国家戦略と位置づけられると考えられることから、改正法や下位法令の策定等でも順調に手続きが進められることが期待される。
		技術面での変革による影響	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	VCAの審査能力が向上し、処理・決定件数が増加することで、公正な市場競争の信頼性が高まり、ベトナム経済にとって非常に大きな波及効果が期待できる。
		対象社会、プロジェクト関係者、日系・外資系企業への経済的・社会的影響など	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者 ・JETROハノイ事務所 ・ベトナム野村證券	・インタビュー ・協議 ・資料レビュー	上でも触れたように、VCAの能力向上はベトナムの公正な市場競争への信頼性が高まることに直接つながるため、公正な市場競争を求める日系企業や外資系企業にとって非常に大きな波及効果が期待できる。
		マイナスの影響はあるか。それを取り除くための方策は何か	関係者意見	・調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	本事業によって起こるマイナスの影響は、現在のところ考えられない。

評価項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
自立発展性	政策・制度	政策支援は協力終了後も継続する見込みか	関係者意見	調査団 ・VCA関係者 ・法務人権省	・インタビュー ・協議	現在のベトナムにおいては、外資の積極導入と外需の積極利用は重要な国家戦略であり、この政策が短期に変更されることは想定されない。今後も平等な競争環境整備の促進に關しての政策は継続するものと考えられる。
		関連規制、法制度は予定どおり改定される見込みか	関係者意見	・VCA関係者 ・法務人権省	・インタビュー ・協議	VCA自身がこの法改正を必要としており、またVCA長官も個人的に強いコミットメントを示していることから、法改正及び関連法規の改定は進められるとみられる。一方で、成立予定時期については予測が困難な側面があるが、プロジェクトとしては2014年5月の国会提出後、1年以内での施行までこぎつけることを強く期待している。
	組織・財政	協力終了後も効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力はあるか(人材配置、意思決定プロセスなど)	関係者意見	調査団 ・VCA関係者 ・法務人権省	・インタビュー ・協議	本事業の根本は、VCAが将来も継続して自らの能力を向上させながらその機能を果たしていくようになることであり、またVCAに組織的なコミットメントもあることから、十分に組織的能力は構築されるものと考えられる。
		VCAのプロジェクトに対するオーナーシップは、十分に確保されるか	関係者意見	調査団 ・VCA関係者	・インタビュー ・協議	VCA長官自ら本事業には注視しており、十分なオーナーシップがある。
		プロジェクト実施による将来の予算が増える可能性はどの程度あるか。予算確保のための対策は取られる見込みか	関係者意見	・VCA関係者 ・法務人権省	・インタビュー	現状でのベトナム政府の予算措置は厳しいものとみられるが、VCAの能力が順調に向上して、数多くの措置を行い、更に社会的に耳目を集めるような案件に取り組むことで、VCAの存在と努力が具体的に評価される可能性があり、その段階では政府部内での予算措置の可能性は高まると考えられる。
	技術	プロジェクトで用いられる計画の技術移転の手法(セミナー、W/S等)は受容されるか(技術レベル、社会的・慣習的要因など)	関係者意見	・VCA関係者	・インタビュー	具体的な内容はプロジェクト開始後に詰められることになるため、現時点では評価不能。ただし、現行プロジェクトの実施過程の中で、この点についての問題点は特に指摘されておらず、JICA長期専門家がベトナムの状況等を把握しながら活動していることから、現時点で特段の懸念点はないものとみられる。
		供与される資機材の維持管理は適切に行われる見込みか	関係者意見	・VCA関係者	・インタビュー ・協議	本事業は機材供与を目的としてのプロジェクトではない。
		プロジェクトにより移転される技術は終了後も維持可能なレベルのものか	関係者意見	・VCA関係者	・インタビュー ・協議	活動の詳細はプロジェクト開始後に詰められるので、現時点では評価不可。ただし、JICA長期専門家がVCA全体の能力等についての深い理解に基づいて活動しており、引き続き長期専門家が常駐する形での支援であり、この点について留意しつつ活動が形成されることが望まれる。
		プロジェクトにより技術を習得した審査官、職員は異動・転職しないか	関係者意見	・VCA関係者	・インタビュー	本事業では、一定程度の職員の離職は織り込み済みであり、この事業を行うことでVCA全体としての能力が持続して向上する仕組みを提供することを主眼にしている。したがって、一定程度の職員の離職は大きな問題ではない。
		新しい人員に対し技術を移転する体制は整っているか	関係者意見	・VCA関係者	・インタビュー ・協議	これまでもVCAでは新入職員に対する能力構築をわが国政府(公正取引委員会)からの支援で継続してきた。今後は、このような能力構築をVCAが独自に行えるようになる体制づくりを支援する方向で活動が行われる予定であり、より自立した形での新入職員研修が行える方向である。
	その他	自立発展性を阻害するその他の要因はあるか	関係者意見	・VCA関係者	・インタビュー ・協議	現在、PDMに掲載している外部条件以外には、特に他の要因は考えられない。

